

## 北橘村の農事実行組合

—「下箱田下組農事実行組合活動日誌」の世界（一九三四年三月）—

庄司俊作

### 一 求められている現在の視点

ここで紹介する史料は群馬県北橘村下箱田下組農事実行組合の活動日誌の一部である。おそらく代々の組合長の筆になると思われるこの日誌は、この種の史料や個人日記の多くがそうであるように、部分的に組合員の姿を生き生きと伝える以外多くは組合の事業や活動を坦々と記しただけで、読み物として必ずしも面白いものとはいえない。それにもかかわらず、あって史料として紹介するのは、類似の史料があまり紹介されていないという事情の他に、現在新たな視点から農事実行組合を研究すべき時期になっており、この史料はそれに多少とも役立つと判断したからである。

農事実行組合は一九二〇年代以降、とくに昭和恐慌を引き金に数が増え、活動も活発になる。ところが、系統農会の奨励政策を含むその実態に関しては、本格的な歴史研究はほとんど行われてこなかった。農山漁村経済更生運動（以下「経済更生運動」）の研究で部分的に言及されたぐらいである。そして経済更生運動の研究蓄積は多いが、ファシズムの視点からの研究が全体的に強い影響を及ぼしてきたといえる。その結果、経済更生運動にしても農事

実行組合にしてもどちらの方は一面的なところがあり、また現在の視点から見て重要な問題が見落とされていていたと思われる。そのうち経済更生運動も農事実行組合も研究は下火となり、新たな分析の視点も現われていない。

後でくわしく触れるように、経済更生運動は農林行政が「町村行政と密接つながりをもつことになった」最初であり、農業構造改善事業をはじめ第二次大戦後に定着、本格的に展開する農政手法の先駆けとなつた。そしてその中で生まれ、発展する農事実行組合は農村の社会組織として第一次大戦後今日までつながつてゐる。戦前の農事実行組合を含む「実行組合」は一般に「農業生産活動における最も基礎的な農家集団」（『改訂新版 農林水産統計用語事典』農林統計協会、一〇〇〇年、二三頁）と定義される。「実行組合」というシステムは第二次大戦後の農村全体を覆つていくことになる。

こうした点を念頭において、農事実行組合の再検討を行なう必要がある。現在、多くの農業生産者が関わりをもつてゐる、生産活動における基礎的な農家集団はどうに生まれ、発展したのか。農事実行組合のシステムが全体を覆つていった原因を歴史の中に探し、現在の農村社会の原風景を描く。これが現在の視点から見た、経済更生運動下農事実行組合研究の目的でなければならない。

## 二 農事実行組合研究の今日的な意義

現在の視点から農事実行組合を研究する意義はかつてなく大きくなつてゐる。それは日本の農業と農村をめぐる今日の問題状況が強く関係している。そこで、選択の岐路に立つ現在の日本農業を大掴みにし、現在という時代が投げかけている問題の所在を確かに把握しておかなければならぬ。

戦後の日本農業は、①食糧管理法（一九四二年）、②農業協同組合法（四七年）、③農地法（五二年）などにより制度の枠組みが作られている。これらの上に④農業基本法（六一年）によって日本経済の高度成長に対応した農業政

策の基本理念が定められた。

農業の統制は、農業の保護である。食糧管理制度や農協は食糧価格政策、農業団体として日本独特のものであり、農地制度は他国には類例を見ない。いずれも歴史的に形成された特殊日本のものである。

ところが、一九九〇年代に入ると、日本では経済の自由化とグローバル化を背景に新自由主義的構造改革の主張が勢いを得、目下、規制緩和、民営化等を合言葉として経済と社会の「構造改革」が急激に進められつつある。日本の農業と農村をめぐる問題状況もその例外ではなく、時代の変化が明確となつた。状況は大きく変化することになる。

一九九四年食糧管理制度が廃止され、代わりに食糧法が施行された。米の国家管理は崩壊し、米の生産・流通・販売が原則自由となつた代わりに米価を一定に維持する政策は形骸化した。農業基本法によって農工間の所得均衡が長らく農業政策の基本理念とされてきたが、九九年、同法も日本農業をWTO体制に整合させるべく廃止された。新しい基本法として代わりに制定されたのが食糧安全保障と農業の多面的機能を理念とする「食料・農業・農村基本法」である。政策の軸足は消費者に大きく移され、所得均衡の理念はトーンダウンした。

米価政策を中心とした農業保護政策の撤廃が急速に進められ、日本から農業問題は切り捨てられようとしている。その結果、農林水産省予算に占める価格・所得支持の割合は三〇年前の六割から今や一割を切つた。一〇〇〇年の農業所得は食糧法が施行された年の七割弱に落ちた。政権政党は農業利害をいちじるしく軽視するようになった。それに代わり公共事業をテコに雇用を確保し、地方の政治的な統合を図ってきた。

農業振興に重要な役割を果たしてきた町村と農協も大きな変質を迫られるにいたつた。農協はバブル経済に酔いしれた後、金融構造再編の波をとともにかぶり、経営の先行きが懸念される中、生き残りをかけ広域合併に突き進んできた。さらに政府に「改革か解体か」を迫られ、農協上層部は経営体としての存続を実体とする「農協改革」

に必死である。農協合併の次が「平成の町村合併」である。国・地方の財政難を背景に、行政基盤の強化を口実として町村合併が政府によって強行されようとしている。

農地制度では、株式会社の農地取得を容認する政策潮流が強まっており、農地法の農地耕作者主義の骨抜きがいよいよ懸念される状況となつた。

「競争と選別」が新自由主義的構造改革の核心である。市場メカニズムに期待して一律の保護をやめる。「選択と集中」の補助政策によって、競争に耐えられない農民の退出を求める一方、その後に一部の元気のある農民と「企業的経営」に農業をやらせる農村版リストラを敢行し、日本農業の再生を図ることが狙いである。

農業と農村をめぐる近年の変化でもう一つ見落としてならないのは、このように新自由主義的構造改革によって農業における政府の役割が急速に縮小させられる中、それへの対抗運動が起こつたり、農政で「町村とむら」に光が当たることになつたりしていることである。

農協合併や町村合併に伴い、地域で新たな自治と協同を作り出す動きが台頭している。そして、そうした取り組みの社会的基盤となつてているのは、「昭和の町村合併」以前の町村（「旧村」と呼ぶ）や、現在の統計用語でいう「農業集落」（「集落」または「むら」と呼ぶ）である（詳しくは、拙著『近現代日本の農村』吉川弘文館、一〇〇三年、参照）。

田中康夫・長野県知事は出直し選挙後の所信表明で「社会の活力の原点は、県内一二〇の市町村レベルにとどまらず、それらを構成する集落にこそ存在する」と言い切つたが、町村合併をめぐるこうした動きがこの発言の背景にある。

農業政策でも、一〇〇〇年、中山間地域に導入された農政史上初の直接支払制度において「集落重点主義」が採用され、集落協定の締結を条件に国の直接支払いが始まった。さらに、農業機械や施設の共同利用を通じて農家が補完し合い集落全体として営農を続けていく集落営農の動きが注目され、新たな米政策では法人化を前提として水田農業の担い手の一つとして位置づけられようとしている。困った時の「村」頼みは経済更生運動以来歴史の常と

はいえ、このように集落が政策的に位置づけられたことは注目に値する。

このように「農村政策」が本格化した現実を反映して、農業問題をめぐる議論も風向きが変化した。従来ホット・イッシュにはならなかった、集落をはじめ農村社会の問題が日本の農業や農業政策をめぐる中心問題の一つとして浮上してきた。

時代が転換点を迎えた今、歴史研究においても、現実の要請に応える研究が求められるにいたったといえる。むらと町村は農村社会の基本的構成である。第一次大戦後の農村の現代化過程において、むらと町村のそれぞれ組織と機能を解明する、つまりむらと町村の何が変わり、何が変わらなかつたのかをたどり、これによって歴史からむらと町村の現在を把握する。現在の農村社会においてむらと町村はいかなる存在として把握されるべきか、それはどんな社会的性格をもち、政策要素としてどんな機能を發揮しうるのか、現在回答が求められているこの問い合わせに対し、これは有効な作業となるはずだ。

経済更生運動は町村とむらの全体的な構造にかかわる。農事実行組合も経済更生運動を推進する町村や産業組合の活動に左右されるから、もちろんむらだけに限定されないが、むらの組織と機能がここに凝縮する。

前述の、農事実行組合を通して現在の農村社会の原風景を描くという課題の提示に続けていえば、とくに、農事実行組合と大字、集落、村組など村落との関係、あるいは農事実行組合の発展と村落の社会関係の変化との関わりが一番のポイントとなる。研究史とのかかわりでいえば、経済更生運動の基盤となつた地縁的な社会組織について「藩政期以来の自治村落」とする有力な研究がある（牛山敬二「昭和農業恐慌」石井寛治他編『近代日本経済史学ぶ（下）』有斐閣、一九七七年）。しかし、この見解にはなお検討の余地があると筆者は考える。これが農事実行組合研究の今日的な課題である。

### 三 現在の起点としての経済更生運動、農事実行組合

農事実行組合の発展は経済更生運動と結びついている。北橘村では産業組合も、その基盤となつた農事実行組合も経済更生運動によって発展の軌道に乗つた。昭和恐慌のもと、湧き起つた農村救済の声に対して、政府は農村負債整理事業、時局匡救事業、経済更生運動、満州移民政策、米価政策など一連の不況対策を打ち出し、農村統合の強化に乗り出した。

町村の政策的位置づけは、政府の恐慌対策によって大きく変化したことが重要である。ここに経済更生運動や農村負債整理事業の一つの重要な意義があつた。

経済更生運動を始めるにはまず、行政の手順として計画の作成とともに経済更生村指定の申請をする必要がある。申請手続きをし、運動を実施する、しないは大きく町村長の意向に左右される。この点で町村長の役割は極めて大きかった。ちなみに、町村長のありようは時代の産物である。経済更生運動を積極的に推進したのは、新しいタイプの町村長であった。彼らは農業団体である産業組合や農会のリーダーであり、一種の社会運動のように経済更生運動に取り組み、そして農業の発展、農民の暮らしを何よりも重視した（前掲拙著『近現代日本の農村』参照）。

経済更生計画は、農家→むらから積み上げて町村全体の基本計画が立てられる。町村全体の組織として、町村長を長とする、ふつう経済更生委員会と呼ばれる機関が作られる。これには町会議員、役場職員、校長、農会、産業組合、青年団、消防組等々町村内の主だった役職、機関・団体の役員が加わり、活動のための意思決定を行なういわば司令部、調整機関としての役割を果たす。運動の「四本柱」という言葉がよく口にされた。町村長を中心とし、産業面は産業組合長、農業技術面は農会長、教化面は小学校長の「四本柱」が指導する仕組みのことである。いずれも町村の機関・団体の責任者である。経済更生運動に熱心な町村長には、産業組合長と農会長を兼任するケー

ス、あるいはそのいずれかを兼任するケースが少なくなかった。

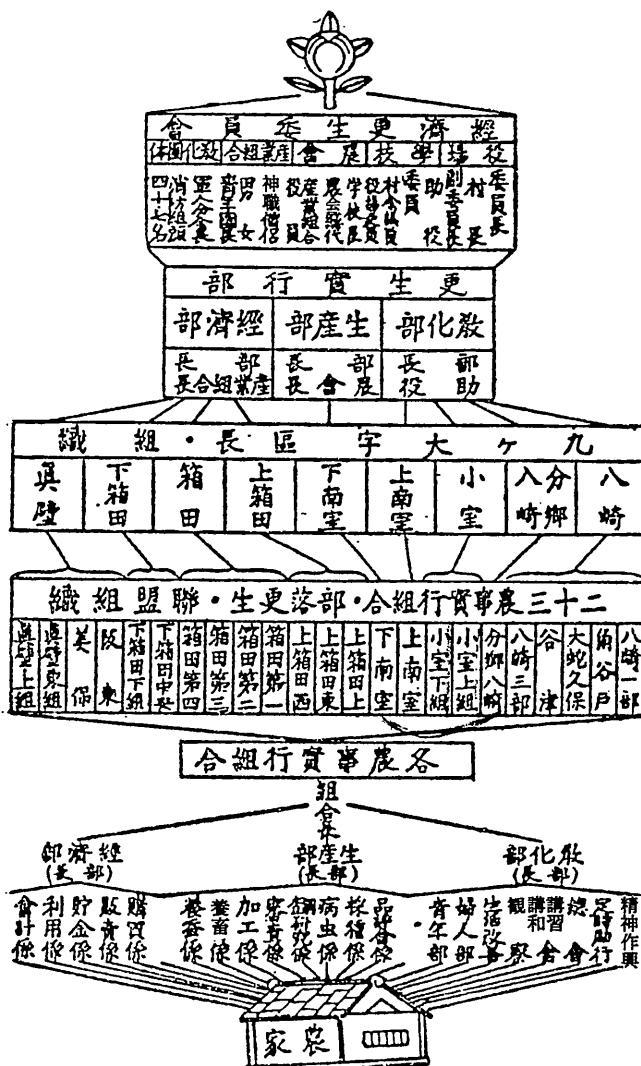
さて、戦後の農業基本法による農業構造改善事業に関しては「自治体の長である市町村長に事業主体とは別に地域指定の申請、計画の作成など事業推進の重要な役割を担当させたことは、農林行政が町村行政と密接なつなぎをもつことになった意味で画期的なことであった」と評価されている（『農林水産省百年史』下巻、三〇三頁）。その前史は実は経済更生運動にあった。

たんなる行政の仕組み上の変化だけではなかった。経済更生運動が始まるまでは、町村の地方自治はもっぱら一般行政面だけで、町村の予算も教育費と役場費がほとんどを占めた。だが、これに対する町村の不満は大きかった。政府はそれまで町村長の組織である全国町村会から、地方団体の町村が「産業振興」を図るための事業を実施できるようにすることを強く要求されていた。産業自治の要求である。一方、農林行政の方は産業組合と農会の系統を足場にしており、それまで町村や府県には足場がなかつた。経済更生運動によって、内務省の町村行政は「経済」にも関与できるようになり、全国町村会からの要求に応えた。他方、農林省の方は町村や府県の地方行政に農林行政の足場が築くことができ、これを機に町村や府県が主体となって農業振興のための施策が展開されていくことになる。

そこで、北橘村の経済更生運動についてである。

本村は赤城山西麓の傾斜地に広がり、地形は三角形の形をしている。耕地は畑地が多く、昭和恐慌当時の耕地利用は畑三二五町歩、桑園三〇一町歩で、水田は一八五町歩にとどまつた。低地は水田、高地には畑・人家、燃料林の山林等が広がっていた。戸数は一〇三五戸、うち農家は九二三戸だった。本村では大字と集落は一致しており、九をかぞえた（現在大字赤城山を加え一〇となつてゐるが、当時は三角形の頂点部つまり赤城山の山腰にあつた赤城山はまだ山林地帯で人家はなかつた）。

図1 北橋村の経済更生運動の推進態勢



出典：今井善一郎「更生農村」『同著作集 歴史・文学編』煥乎堂、1976年、305頁。

本村の経済更生村指定（一九三三年）の申請に際しては、やはり芝崎政吉村長（一九二九～三三年）のリーダーシップが大きかった。申請には計画案の作成と基本調査が必要であるが、これには角田小学校長と芝崎正義農会技術員が中心となって当たった。とくに後者の働きが大きく、本村の経済更生運動全般を通して、「同君は全身これ農魂とも云ふべき可き人であつて、今次の計画案の如き経済生産部門に於ては殆ど同君の脳裏から生み出されたものといふも過言でない」とされている（今井善一郎「更生農村」『同著作集歴史・文学編』煥平堂、一九七六年、三〇四頁）。

経済更生運動の推進態勢は、図1の通りである。村長を委員長に村内諸機関の代表・役員四七名から構成される経済更生委員会は、本村では活動の「調査決議機関」および「統制機関」とされている。統制は教化、生産および経済の三部に分かれる。この下に九大字の区長が更生区長となり、そして区長の下に大字ごとに一～五設置された合計二三の農事実行組合が実行機関となって活動する態勢となっている。農事実行組合は「行動基本単位体」、実行組合長は「更生委員会の実行督励委員」と位置づけられた。農事実行組合の組織は更生委員会のそれに対応して三部に分かれ、全部で二一の係が置かれている。組合員は一人一役主義によりいすれかの係員になり、責任をもつて活動に関わることになっていた。

ところで、経済更生運動の開始と時をほぼ同じくして出来た二三の農事実行組合の態勢は、実行組合数が一九に増えるものの、基本的に、一九九九年に北橘村農協が農協合併をするまで続いた（北橘村は「昭和の合併」ではどの町村とも合併しなかった）。

本村における経済更生運動期の農事実行組合と現在の農事組合は、その活動の程度において雲泥の差がある。しかし、農事実行組合はこのように現在につながっている。

#### 四 農事実行組合の区域

群馬県では県が農事組合の奨励に乗り出すのは一九二二年以降である。農蚕業の技術的指導を主としていたそれ以前に対しても、社会問題の解決も目的とするようになつたことが重要な変化である。そして注目されるのは、県は当初大字単位あるいは組合員五〇戸以上を組合の基準としていたことである（『農家小組合に関する調査』一九三六年、一四六頁）。しかしこれは、「区域が大にすぎ又散在し人員過多のもの却て成績良好ならざるものある」と結果が思わしくなく、そのうち組合の区域人員等の制限は重視しなくなつた。

一九三二年の経済更生村指定の前には、村農会の指導によって一〇の農事実行組合が作られていた。そして、それぞれ「すでに生産方面に着々成績見るべきものが存した」ことが経済更生村に名乗りをあげる背景にあった（前掲「更生農村」三〇四頁）。

一二三の農事実行組合はいつ、どのように作られたか。大字上箱田の事例を見ると、一九二三年、「村総会にかけて農事組合ができた」。しかし、「でくるにはできても村総会の約束で仕事はしない」というので、組合設置しよう勧金もらつても何の使い道もないのに結局は飲んじゃつたが、二代目の組合長を選ぶときに何も仕事をしないのでは組合長を引き受けねえというわけで、昭和二年から仕事ができることになった（『北橘村の民俗』一九六八年、三六頁）。ここから次の点が分かる。①県の奨励にしたがって大字単位に農事組合が作られた。しかし②この農事組合はわざわざ大字の取り決めで事業を実施しないことを確認し、ほとんど休眠状態にあった。③こうした状態に内部から批判が出されるようになり、一九二七年から事業を始めた。それは粋から味噌を作ることであった。

一二三の農事実行組合のうち、一〇は一九二八年から三一年の経済更生村指定の申請までの間に作られた。右の大字上箱田では、上、東、西の三つに分かれ組合が作られた。そして、大字箱田では一九三四年に大字を区域とする

組合が四つに分かれた。一方、大字分郷八崎・上南室・下南室のように大字を区域とする組合も存在する。その結果として、二三の農事実行組合の態勢となつた。

下箱田下組農事実行組合がある大字下箱田は、農事実行組合の単位としては一つに分かれ、もう一つ下箱田中央農事実行組合があつた。

大字と区域を異にして農事実行組合が作られている場合、その区域となつたのは村組である。村組は、大字Ⅱむらの内部に分立する小地域集團で、同一のむらの家々はもれなく属し、地域単位に組織された、家々の一律平等的な結合である（『村落社会と協同慣行 竹内利美著作集 1』第二章、名著出版、一九九〇年）。本村では大字と隣保班の間にある中間的な組織で、ふつう「組」と呼ぶ。大字下箱田のように「曲輪」と呼んでいる集落もある。むらとは別のあるいはむらから独立した組織ではない。北橋村でも、農事実行組合は二つ以上のむらにまたがつて作られることはなかつた。

農事実行組合と大字の区域が一致しないのは、大字の区域に作るよりも村組の区域に作る方が農事実行組合は機動的に活動したからだと考えられる。つまり、組合活性化のために村組を区域にしたといえる。

ひとつに、農事実行組合の適正規模という問題があつた。各道府県の農事実行組合の奨励規則等や現場で経済更生運動の指導に当たつていた役人の報告等には、活動を活発にするために二〇～三〇戸ぐらいを基準としたり、適正と指摘している例が少なくない。そこで、「二三の農事実行組合の農家戸数を見てみると、一六～二〇戸二、二一～三〇戸八、三一～四〇戸五である。一方五一～六〇戸五、六一戸以上一となつてている。二三のうち一七が五〇戸以下、うち一五は四〇戸以下である（表1参照）。また、単純に戸数の問題だけではなく、社会構造から派生する問題も無視しえない。この地方の特徴として「他所で見るが如く縦の従属性の結合よりも横の平等的結合の性質が強く、従つて、封建的氣風は比較的薄い」とされる（『北橋村の民俗』八頁）。組合員間で經營や生活の状態があまりか

共進会成績表（1934年2月現在）

生産統計貯金 実施成績		農産物 総合 品評会 成績	産業 組合 加入 成績	青訓 出席 成績	補習 生徒 出席 成績	小学校 児童 出席 成績	納稅 成績	火防 成績	教化実行成績			成績 組織 点数	等級
金額	実施率								農事実行組合事業成績	同組合員農業成績	農事実行組合經營成績		
円 194.63	% 78.5	% 84.25	% 70.0	% 96.9	% 96.6	% 99.2	% 100	% 95	% 90.1		1,047.55	1	
46.68	66.5	80.40	33.5	96.9	96.6	99.2	100	95	88.0		904.20	2	
10.80	84.0	85.86	77.1	96.9	96.6	99.2	100	95	91.7		1,025.46	1	
42.18	95.5	83.65	50.0	96.9	96.6	99.2	100	95	91.5		1,007.95	1	
42.64	100	85.12	78.5	100	99.8	99.5	100	95	88.1		1,091.52	優	
113.46	67.0	79.65	100	100	99.8	99.5	100	95	85.1		1,079.65	1	
101.85	84.0	78.76	43.5	97.7	99.6	98.9	100	95	77.7		1,001.15	1	
—	—	81.87	49.0	96.1	98.7	98.3	100	95	85.0		850.17	3	
85.32	86.5	80.17	22.2	96.1	98.7	98.3	100	95	88.9		931.70	2	
22.23	15.0	76.95	7.5	96.1	98.7	98.3	100	95	80.5		747.55	4	
38.19	42.0	83.53	11.4	100	100	97.5	100	95	83.4		900.30	2	
60.87	59.0	82.68	29.5	99.7	97.5	99.5	100	95	92.0		888.68	3	
41.80	38.0	83.95	39.0	100	98.5	97.9	100	95	82.5		860.35	3	
51.64	58.5	78.63	25.0	100	98.5	97.9	100	95	85.4		821.83	3	
63.02	62.5	81.65	8.7	100	100	99.6	100	95	80.1		836.25	3	
52.53	86.0	78.87	1.8	98.7	98.7	98.7	100	95	82.0		873.55	3	
—	—	79.90	5.3	98.7	98.7	98.7	100	95	76.0		706.52	4	
—	—	80.45	2.7	98.7	98.7	98.7	100	95	80.1		707.65	4	
27.70	77.5	84.95	12.9	98.7	98.7	98.7	100	95	80.1		1,004.25	1	
—	—	75.50	3.2	98.7	98.7	98.7	100	95	75.9		810.20	3	
1,00.34		51.675	81.339	33.556	98.34	98.485	98.7	100	95	84.355		903.95	

表1 経済更生部落更生連盟

大字名	農組事合実行名	農家戸数	農産物共同販賣成績			肥料共同購入成績			更生貯金実施成績	
			販売総額	共販統制額	統制率	消費金額	共購額	配給改善率	金額	実施率
真壁	阪東	37	円 6,256.40	円 2,307.64	% 37.0	円 3,900.00	円 3,900.00	% 100	円 47.00	% 100
	真壁東組	46	3,669.80	501.80	13.6	2,161.50	1,050.50	46.5	51.30	88.0
	同美保	38	5,687.10	1,339.11	23.7	3,126.33	2,505.71	80.0	33.60	96.0
	真壁上組	41	4,266.00	731.72	17.5	2,193.83	2,065.00	94.0	70.20	88.0
下箱田	下箱田下組	23	3,241.95	2,992.44	92.0	2,023.50	1,450.44	71.5	24.30	82.0
	同中央	26	3,936.80	3,206.45	81.2	3,076.62	2,430.40	79.0	66.80	93.5
箱田	箱田	92	7,454.30	3,496.20	60.0	4,958.40	4,917.50	99.0	69.30	67.0
上箱田	上箱田東	33	6,960.00	1,412.29	20.2	3,018.60	1,453.06	48.0	51.40	78.0
	同西	23	2,146.00	1,286.67	59.9	1,828.73	1,090.32	59.0	16.20	44.5
	同上	40	5,889.00	1,673.30	28.5	944.10	480.83	51.0	—	—
上南室	上南室	53	7,335.10	2,199.04	30.2	3,201.75	3,010.00	95.0	28.90	62.0
下南室	下南室	66	3,981.70	590.07	14.8	3,473.01	2,865.50	83.0	27.90	34.0
小室	小室下組	60	10,136.80	2,263.20	22.5	6,428.05	4,194.02	65.0	40.03	38.0
	同上組	60	8,718.00	108.00	1.2	3,852.70	1,536.56	39.7	31.00	52.0
分郷八崎	分郷八崎	53	4,579.00	453.32	10.0	2,030.41	2,030.41	100	—	—
八崎	八崎三部	57	3,231.96	884.36	27.0	2,423.51	1,729.94	72.5	13.30	34.3
	大蛇久保	19	2,671.00	540.00	20.2	1,668.50	572.50	34.1	—	—
	同谷津	24	1,061.50	189.40	18.8	994.00	344.80	34.5	—	—
	同角谷戸	27	1,705.00	1,472.02	86.5	1,717.00	1,708.00	100	5.60	71.0
	同一部	33	738.26	251.38	34.0	2,355.50	711.61	30.5	28.80	100
計		851	93,665.67	28,912.95		55,678.72	40,854.84		605.63	
平均					31.0			69.5		56.415

出典：前掲今井「更生農村」386～87頁より一部補充のうえ引用。

注) 農家戸数は1935年1月現在。箱田農事実行組合は直後に4つに分かれる。箱田第一25戸、箱田第二30戸、箱田第三16戸、箱田第四21戸である。

け離れているのも活動の妨げになる。農事実行組合を村組の区域にすれば、こうした障害は緩和できる。これも区域を村組にする理由となつたといえる。

ここで問題となるのは大字と農事実行組合との関係である。右のような農事実行組合の作られ方は一方で、自治村落が経済更生運動の基盤となつたという説には有力な反証になっていると思われる。つまり、「藩政期以来の自治村落」たる大字は、この時点において、本村では、規模の面で、農事実行組合の活動を活発にする上で限界があつたということである。

しかし他方、農事実行組合がむらの組織とはまったく無関係に作られたかなど、そうではない。村組は大字内の地縁的な社会組織である。また、上述のように九大字の区長は更生区長と位置づけられ、経済更生運動に重要な役割を果たすことが期待された。とくに、「眞の日本国民を作る」「眞の農村民を作る」ことを目的とした教化事業では、定期勵行や新年行事、神社墓地の清掃、皇居遙拝・「君が代」斎唱等の取り組みがなされたが、こうした局面では大字の果たした役割は小さくなかった。さらに大字単位に戸主会・主婦会が組織された。戸主会は「部落の経済問題評議会の性質を有する」とされ（前掲「更生農村」三一七頁）、更生計画が完成したときも、その徹底を期すため直ちに大字単位に会合を開いたりしている。活動日誌に即していえば、村内の主要な催しには必ず区長が村長等とともに顔を出していること、農事実行組合の組合長をはじめ役職者の役割、一言でいえば組合のために骨身を惜しまず献身的に活動していること、そして大字と農事実行組合の関係をかいま見ることができる事柄として一九三六年三月のポンプ問題等が本史料から具体的に読み取っていただきたいことである。

ここで、一九九九年の北橘村農協の合併時の話に戻らなければならない。このとき、農事組合は行政区に一致させるという方針がとられ、前者は一六に再編された。大字真壁・小室・八崎では、農協合併のとき農事組合は行政区の区域になっていたために、そのまま農事組合は四、二、三つに分かれた。一方、大字下箱田・箱田・上箱田で

は、農事組合は一つに統合され、大字と農事組合の区域は二三の農事実行組合の態勢が出来る前と同じになった。

本村における経済更生運動期の農事実行組合と現在の農事組合は活動量が違う。そのことはおいて、大字、すなわち「藩政期以来の自治村落」という言い方でいえばその自治村落に当たる村落と、農事実行組合やその後継の農事組合との関係はこのように単純ではなかつたのである。

なお、各道府県の農事実行組合の奨励規則等を見てみると、区域が問題になっていることが少くない。一つは、上述の、農家戸数や、經營や生活の面で階層差があまりなく親密な関係が維持されているかどうかという問題、もう一つは、大字と小字のどちらを区域とするかという問題である。後者に関しては、家屋が地理的に集中し社会的に団結の見込みがある場合、戸数が多くても大字を区域として構わない。しかしそうした条件があつても、大字の中に小字がある場合は、一つの小字あるいは大字内の複数の小字を区域とするのが適当とした兵庫県の対応が注目される（前掲「農家小組合に関する調査」一七五～七六頁）。本村で見た農事実行組合の区域の問題は本村に限つたことではない。この時点には他地域に広く見受けられる共通の現象といつてよい。この点に関しては機会を改めて詳しく述べてみたい。

## 五 「競争システム」と村落の社会関係の変化

以上、下箱田下組農事実行組合の活動日誌を解説する際、念頭におくべき事項を中心として解説を加えた。次に、日誌を読み進めていく上で必要な農事実行組合の組織と機能に関して、一二、三ポイントを絞って述べておこう。

本村の経済更生運動では、農事実行組合の活動が成否を決めるものとして重視された。農事実行組合活性化の手段とされたのは次の二つである。一つは、組合員全員が組合の役職のどれかに就く「一人一役主義」が採用されたこと。これによつて組合員が責任と自覚をもつて組合の活動に参画するようにした。もう一つは、様々な品評会、

および農事実行組合 자체を審査し序列化する「部落更生連盟共進会」（以下「共進会」）が実施されたことである。

農産物品評会は品質の向上を目的として各農事実行組合と全村の二つで実施される。玄米、陸稻、大小麦、甘藷など農産物全般、草履、俵等の織細工類など多くの副業品が出陳され、等級が付せられて授賞がある。各農事実行組合での品評会は十一月末、組合員は一人五点以上を義務出品として出陳させる。全村の品評会は各農事実行組合の品評会終了後に同じ出品物で行われる。

農産物品評会が品質の向上を目的としているのに対し、総合品評会は農産物の增收が目的である。期間は一年中、場所は村一円である。これも各農事実行組合と全村の二つで審査される。水稻苗代、甘藷苗代、水稻田、陸稻畠、大麦畠、甘藷畠、堆肥、桑園等が審査の対象である。この出品も組合員には義務である。審査の方法・状況は次の通り。「各其審査時期に出品が布達される。この布達があると各戸に於て出品す可き箇所に標旗を掲げる。而して各組合の審査員（殆ど全農事組合員が立会ふ）が順次に之を順廻して審査採点する。米麦は立毛も採点し、殊に水陸稻は坪刈を、甘藷は坪堀を行ふ。坪刈、坪堀は可成煩瑣なもので全組合員の出動を要する。又堆肥は非常に重要なものであるから其審査法も厳密である。即ち各農家の耕地田畠の反別を各組合毎に集計したる耕地台帳があるのであるが、これによつてどの家は何程の堆肥が必要であるかを算出し、各家にその必要作製貫数を予め通知しておき、審査に当つては堆肥の腐朽度、堆肥場の日当たり具合、設備の善惡等を調べ、更に堆肥の縦横、高さ各何尺なるかを量りその容量体積を知り之を貫数に換算し前記の各家の必要貫数に達するや否やをしらべ以上を総合して採点する」（前掲「更生農村」三四九頁）。

出品物ごとに各農事実行組合で成績優良者を決め、彼らが代表として、つまり農事実行組合の名において全村の総合品評会が行われる。審査項目としては水稻一反、陸稻、大小麦各五畝、水稻苗代二〇坪、甘藷苗代一坪、同本畑四畝、堆肥一立坪、桑園一反、右の反別以上の土地を出品することになっている。農会技術員と各農事実行組合

役員が立会のうえ採点する。出品物ごと等級を付し、次にそれらを集計して一三の農事実行組合に序列をつける。

こうして個人としても農事実行組合としても等級が付せられるのである。そしてこの農事実行組合の総合点が共進会の審査項目の一つに加えられる。

共進会は村更生記念日の二月、更生報告祈願祭の後に行われた。一年間の活動の総決算という位置づけである。審査項目は農産物共同販売、肥料共同購入、更生貯金、生産統計貯金、農産物総合品評会、産業組合加入率、青年訓練、補習生徒・小学児童就学出席率、納税、火防、農事実行組合経営、農業日誌記帳、その他教化成績等の一〇項目であった。これらを農事実行組合ごとに採点集計して順位をつけ、栄誉を祝うために最優秀な組合に自力更生旗を授与した（表1参照）。

以上のような品評会や共進会と農事実行組合の「一人一役主義」とが結びつき、組合員の自発性が喚起され、農事実行組合はいっそう活性化した。これは一種の競争システムである（詳しくは、拙著『近代日本農村社会の展開』ミネルヴア書房、一九九一年、第九章、参照）。

下箱田下組農事実行組合における組合員の農産物品評会の成績あるいは総合品評会の代表者を示した表2、表3を見てみると、全体として地主・自作層が組合の役職で優位にある中、多くの出品をして品評会に熱心で、優れた成績をあげた者は小作農民でも重要な役職に就いている。一人一役主義の組織原理が組合員の参加意識をたかめていたであろうことは想像に難くない。

こうした本村の競争システム、一人一役主義による農事実行組合の活性化はこの時期としては極限に達したケースと考えられるが、けつして例外だったわけではない。兵庫県の農会は運動は経済更生運動の先駆けとなつたものだが、これらは部落農会の活性化の手段として重視されていた。この意味は、村落の社会関係に業績主義的規範の浸透と定着をもたらしたことにある。それは活動への組合員の参加意識をうながす一方、選別と抑圧に働く。新た

表2 下箱田下組農事実行組合における農産物品評会の成績と役職との関連

(単位:反歩)

氏名	所有面積	経営面積	階層区分	等級				出品点数	役職	
				1等	2等	3等	4等		1934年	1938年
今井 善一郎	105.1	16.4	地主自作			5	5	10	貯金部長	調査研究係
今井 喜平次	26.5	22.1	自作地主			5	7	12	販売部長	販売係(長)
根井 金次郎	24.0	24.0	自 作			4	4	8	?	?
今井 兼 重	22.1	16.1	自作地主	2	6	6	2	16	顧問	組合長・品評会係(長)
今井 宗一郎	17.4	18.3	地自小作	1	3	3	7	14	副組長・審査長(代理)	生産部長
今井 保 之	14.3	9.8	地主自作		1	1	11	13	評議員・監事	顧問・会計係(長)
今井 敬三郎	14.0	6.2	地主自作	1	2	6	3	12	顧問	副組長・調査研究係(長)
奈良 六次郎	10.5	24.5	自 小 作	2	3	2	5	12	研究員(長)	販売係
今井 由 農	9.0	3.7	地主自作			2	7	9	経済部長	経済部長
近藤 尤 作	10.0	20.3	自 小 作	1	3	3	7	14	幹事	採取係
登坂 光五郎	10.0	10.0	自 作	1	1	3	5	10	研究員(係)	加工係
登坂 墨之助	8.8	14.8	自 小 作	1	1	4	4	10	実行委員(長)	利用係(長)
今井 依 平	8.6	14.7	自 小 作		1	3	5	9	研究員(係)	養蚕係
今井 啓二郎	8.3	9.1	自 作					?	?	?
今井 金 平	7.1	12.6	自 小 作	3	4	8	1	16	組合長・理事	副組合長・貯金係(長)
今井 義 雄	5.9	6.2	地自小作			3	5	8	?	?
登坂 長十郎	5.2	12.1	自 小 作			1	5	6	評議員・監事	貯金係
近藤 鉄之助	5.0	8.6	自 小 作	2	3	1	11	17	評議員・監事	加工係(長)
今井 定 吉	3.2	10.0	小 自 作	5	2	5	3	15	購買部長	購買係(長)
高橋 康 平	1.0	9.3	小 自 作	2	3	4	2	11	評議員	採取係(長)
戸部 宗 胡	1.0	1.0	自 作				1	1	教化部長	教化部長・購買係
奈 良 敏	-	14.5	小 作		2	1	5	8	研究員(長)	病虫係
登坂 新 作	-	8.5	小 作			1	6	7	研究員(長)	病虫係(長)
今井 石 平	-	8.0	小 作			1	6	7	実行委員(長)	養畜係(長)
高 橋 善太郎	-	7.3	小 作			2	7	9	実行委員(係)	養畜係
狩野 三津五郎	-	3.5	小 作	1	1	3	6	11	幹事	品評会係
狩野 真 一	-	3.2	小 作					?	幹事	審査係
今井 勇	-	3.0	小 作					?	研究員(係)	会計係
野島 富 明	-	2.5	小 作			2	5	7	調査部長	審査係(長)
奈 良 卵之助	-	1.5	小 作				1	1	実行委員(係)	利用係

出典: 所有・経営面積は下箱田農事実行組合「翼賛農家経営計画書(個表)」1943年2月、品評会の成績は同「農産物品評会受付簿」1935年、役職は「下箱田農事組合員名簿」による。

注) 1. 顧問は前組合長。実行委員、研究員の長が何名もいるが実態不詳、資料のまま。

2. 今井善一郎の父善兵衛は村長、戸部宗胡は僧侶。

表3 下箱田下組農事実行組合における総合品評会の代表者

(単位: 収歩)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
水 稲	登坂光五郎(14.6)	近藤鉄之助(8.0)	登坂光五郎(14.6)	登坂新作(8.0)	近藤鉄之助(8.0)	近藤尤作(20.0)	近藤尤作(20.0)
陸 稲	狩野三津五郎(3.3)	近藤重平 <sup>a</sup> (20.0)	今井敬三郎(1.0)		今井兼重(21.5)	今井保之(10.3)	
大 麦	狩野三津五郎(3.3)	今井金平(16.0)	高橋康平(3.8)	高橋康平(3.8)		今井啓二郎(12.7) <sup>a</sup>	今井啓二郎(12.7)
小 麦	今井金平(16.0)	登坂武雄(8.8)	登坂武雄(8.8)	今井敬三郎(1.0)		今井善一郎(22.0)	根井金二郎(14.3)
甘 薐	今井金平(16.0)	奈良六次郎(20.6)	近藤鉄之助(8.0)	今井金平(16.0)	今井兼重(21.5)	今井喜平次(25.5)	近藤鉄之助(8.0)
水 稻 苗 代	奈良 嵩(15.9)	今井定吉(4.8)	今井金平(16.0)	今井由農(9.1)		今井啓二郎(12.7)	
甘 薯 苗 床	今井兼重(21.5)	狩野三津五郎(3.3)	今井兼重(21.5)	今井喜平次(25.5)		今井喜平次(25.5)	今井喜平次(25.5)
堆 肥	今井金平(16.0)	今井金平(16.0)	今井金平(16.0)		近藤重平(20.0)	今井啓二郎(12.7)	近藤尤作(20.0)
儀装競技会 代 表		近藤鉄之助(8.0)	近藤鉄之助(8.0)	近藤尤作(20.0)			
		登坂新作(8.0)	登坂新作(8.0)	奈良 嵩(15.9)			
		奈良 嵩(15.9)	奈良 嵩(15.9)				
	奈良長太郎(20.6)						

出典:「下箱田下組農事実行組合活動日誌」より作成。

- 注 1. 儀装競技会以外の空欄は不詳。儀装競技会が1933、37、38、39年に実施されたかどうかは不詳。( )内は1935年1月現在の経営面積。  
 2. (1)の近藤重平は尤作の父、今井啓二郎の(2)は1937年の経営面積。

な農村組織化手法の一側面である。村落の社会関係は明らかに変化した。

村民が共進会等に強い関心をもち、組合間の競争に熱狂した様子は活動日誌に活写されている。(下箱田下組農事実行組合は一九三四年度が第一位、三五年度第九位、三六年度第六位であった。一九三四、三五年一月の共進会の模様を伝える記事を参照されたい。成績の良し悪しに一喜一憂する組合の状況は、各種の品評会の様子を伝える記述とともに、活動日誌のハイライトをなす。)

## 六 農家の経営と生活に不可欠な組織に

活動日誌を読み通してみて、改めて農事実行組合とは經濟団体との強い印象をもつ。全編にわたって販売・購買を中心とした経済事業に関する記事に満ちている。

周知のように經濟更生運動では一般に農家小組合などと呼ばれた既存の村落の組織を農事実行組合として法人化し、産業組合に団体加入できるようにした。農家の全戸加入と、統制つまり農民が經濟活動をするとき産業組合の各事業を利用させることを図った。産業組合を名実ともに農民の組織とし、その經營と生活を守ることがこうした産業組合拡充の目的である。

本村でも經濟更生運動が始まると直ちに各農事組合は法人化し、農事実行組合として産業組合に団体加入した。本村の産業組合は一九二八年十月に設立された。しかし、「当時に於ける村民の組合に対する理解は甚だ少なく、且つその利用事業の一部たる繭の乾燥等にあたり予期せざる損害を生じ愈々村民の信頼を失はんとし、その農業倉庫の如きも或は無用の長物化せんかの虞さえあつた」(前掲「更生農村」三〇四頁)。本村の産業組合は農会と異なり、經濟更生運動前はまったく沈滯していた。

その後の変化は、表4に見る通りである。經濟更生運動下、産業組合は息を吹き返した。農事実行組合はもとも

と農会の下部組織である。村農会の実行組合長会議、産業組合の実行組合長会議が頻繁に行われていることも活動日誌から読み取っていただきたい点である。産業組合の貯金高、販売事業、購買事業のいずれも著しく伸びた。

購買事業の発展の要因としては、経済更生計画を樹立するに当たり農会の肥料斡旋事業を産業組合に移管したことも大きかった。販売事業に関しては、小麦等の増産が注目される。本村では一九三〇～三五年の間に小麦は一四・九→二二・三町歩、陸稻は四・八→

一四・二町歩へと作付面積が増加する。一方大麦の作付は急減した。本

村では小麦の作付が著しく増加したことが特徴である。農事実行組合の取扱品目は小麦、大麦、米が中心であつた。なかでも小麦は多くが販売用であり、産業組合—農事実行組合のルートを通した共同販売を発展させる重要なバネになつたと思われる。

小麦の多くは全販連への委託販売であり、そして全販連は北橘村の分を日本製粉工場に販売する契約を結んでいた（一九三四年七月一日）。活動

日誌を見ても、実行組合長会議の議

表4 産業組合の発展

(単位：人、円)

		1932	1934	1938
組合員数		220	357	786
出資金	総額	8,100	11,020	19,040
	払込済額	1,885	2,268	6,568
諸積立金		2,000	—	2,128
借入金		1,625	1,543	13,000
貯金	組合員	273	8,259	82,491
	組合員外	—		
貸付金		—	9,306	30,669
販売品販売高		—	—	42,298
購買品売却高		920	47,381	119,113
利 用 料		—	10	1,262
損益	総益金	604		
	総損金	604		
	差引	—	*10	*183

出典：『群馬県産業組合要覧』(各年)より作成。

注)※印は剩余金、空欄は不詳。

題に取り上げられた記事、あるいは生産者からの出荷申込の取りまとめや代金精算の記事など小麦に関する記事が非常に多い。農会による共同販売は野菜類や臨時の米麦の販売に利用された。

産業組合、農事実行組合が農民の生活になくてはならない組織となつた要因として、もう一つ前橋市や勢多・群馬両郡の医師会と提携して始めた特約医師の利用制度をあげておかなくてはならない。これによつて低額診療と、治療費が不足する場合、産業組合から支払つてもらい、後日組合へ納金すればいいことになった。患者が加入する農事実行組合は無限保証の責任を負う。こうして経済更生運動により産業組合一農事実行組合による医療共済制度が実現したのである。

最後に、本村の戦時体制下における農事実行組合の姿について一言しておこう。分郷八崎農事実行組合（大字單位）に関する報告には次のように記されている。

「経営計画、肥料分配、生産物出荷につき実行組合に於て各戸別に台帳が作成され、購買、販売の収支決算が実行組合によつて行はれる。つまり農業經營の主要なる部分は、各農業者によつてではなく、実行組合によつてなされる。この意味に於て組合は一個の農業經營者であり、この点よりして、実行組合は配給過程を通じて各農家經營に深く入り込んでゐると云へる。それは一村民によつて、余りにも実行組合が世話をやきすぎて、農家の經營能力が低下しはしないかと杞憂される程に。／＼かくの如くして、注目すべきことは、かゝる、流通過程の統制を通じて、生産過程の統制、計画化の方向へ或る程度進行しつゝあることである」（『優良農事実行組合に関する調査（一）』一九四一年、一〇六頁）。

農事実行組合の活動は、経済更生運動開始直後の水準から一段も二段もステップアップした。生産過程の統制云々の評価はおくとして、農事実行組合による生産者の組織化は当時としては極限にいたといえるだろう。

〈付記〉本史料紹介は、文部科学省科学研究費（基盤研究（C）（2）研究課題「日本の近代化・現代化による農業集落の歴史的変容」二〇〇三～二〇〇五年度）による研究成果の一部である。

## 凡例

- (1) 原文に適宜句読点を付した。
- (2) 旧字体はできるだけ新字体にあらためたが、団体名等に関するものなどはそのままにしたものもある。
- (3) 判読不能の文字は字数分を□で示した。誤字・宛字・脱字等、あるいは筆者の注記は適宜〔 〕で訂正した。また意味が通じにくい箇所は原文のままを示し、（ママ）と傍注した。
- (4) 原文は、一九三四年カタカナ表記、三五年のカタカナ表記とひらがな表記の二通り、三六年二つが入り混じったものとなっているが、カタカナ表記で統一した。

## 一九三四年

一月四日 午前十時ヨリ農会事務所ニ於テ組合長会議並ニ農事組合帳簿調査アリ。正副組合長出席。準備品評会ノ件ニツキ協議アリ。

二月十一日 組合内ノ準備品評会ノ審査ヲ行フニ付キ午前八時ニ集合役員全部出席ス。在郷軍人会ヨリ一名、成年会ヨリ副支部長一名、処女会ヨリ一名出席ス。其ノ成績ハ各戸共満点ニテ十二時半ニ終リ。

二月十二日 更生旗樹立式木曾神社ニ於テ挙行致付、役員会議ヲ午後一時ヨリ行フ。左記用件ヲ決定ス。更生旗授与ニ閑シ祝賀会、記念写真ヲ取ル事、区域内ノ役員ヲ村長殿、区長殿、伍長、産業組合役員、分会班長、青年支部長、処女会役員ノ方ヲ御招待スル事ニ決定ス。四時ニ会議終リ。

二月十三日 更生旗祝賀会ニ閑スル買物並ニ記念撮影ノ写真師交渉ノ件ニ就キ、野島富明氏、生方恒太郎氏、今井宗一郎氏ノ三名前橋ニ行キ金井写真師二十五日木曾神社ヘ出張撮影スルコトニ決ス。一枚五十五錢ノ割ニテ三十四枚分。

二月十四日 午前七時四〇分ヨリ縣社ニ於テ更生旗

樹立式並ニ経済更生実行報告成功祈願祭式挙行セラレ組合長以下組合員一同参列ス。式終了後橋校庭ニ至リ各校団体ノ知事閣下視閲並ニ分列後更生旗授与式挙行セラル。幸ニモ當下箱田下組農事実行組合成績最モ優秀ニテ更生旗ヲ授与セラル。当組合ノ光榮是ニ過グルモノナク組合員一同涙ヲ以テ喜ブ。光榮ナルカナ組合長長官陛下ヨリ更生旗ヲ授与セラレ答辞ヲ述ブ。カクテ第一回ノ更生旗ハ当組合へ授与セラル。審査成績点數千〇九十一・五十二点ナリ。午後懇談会アリ。了リテ後組合員一同更生旗ヲ持シテ木曾神社へ参拝シ組合長宅へ帰り組合ノ万歳ヲ三唱シ明日ノ祝賀会ノコトヲ約シテ解散ス。

二月十五日 午前中正副組合長、区長、村會議員、区長代理者、村長、助役、農会長、産業組合長、技術員外役場吏員一同（記念撮影ダケ）ヲ招待シ来ル。午後一時組合内招待者、組合員全員組合長宅ニ集合木曾神社へ記念撮影ニ行ク。村長殿以下各來賓全部集合、午後三時金井写真師モ来リ拝殿前ノ石段ニ於テ芽出度記念撮影ヲ行フ。アリ組合長宅ニ帰り祝賀会ノ準備ヲ

行フ。村長殿以下来賓各位ノ列席アリ。更生旗披露並

二茶話会ヲ盛會ニ挙行ス。午後八時頃終アシ芽出度解散ス。

二月十六日 政府第一回買上米ノ仮渡金一俵当金八円也。九十一俵分七百貳拾八円ヲ販売部長出席役場ヨリ受取り来リ各出荷者ニ分配ス。

二月十五日 〔日付は原文のまま〕附記 通信事務ノ設置ニ付イテノ原案並ニ堆肥舎ノ改善計画ノ打合セヲナシ、以上□頃ヲ協議ス。

二月二十二日 役員会議、午後七時事務所へ集合。全員出席ス実行組合ノ事業成績並ニ決算ノ報告書ヲ作製ス。郡農会、村農会へ報告シ十時解散ス。

二月二十四日 村農会ニ組合長会議へ出席ス。肥料ノ競争入札ヲ行フ決果（結果）、麦配合、硫安四貫、カリソサン四貫、カリ一貫目、一臥代金二円六十八錢ニテ前橋市阿部商店へ落札。桑配合、大豆粕三貫、アンモニヤ三貫、カリサン三貫、カリ一貫目、一臥代金二円五十五錢ニテ阿部へ落札ス。其ノ他单肥ハ硫安、カリソサン、魚肥ハ全購聯ヨリ購入スル事ニ決定ス。

硫安一〇貫レール渡シ三円四十五錢、カリンサン一〇

貫一円四十五錢ニテ魚肥ハ粉末ニシテ正味一〇貫物、

九・五以上ノ物ヲ阿部商店へ落札ス。午後一時ヨリ産

業組合倉庫ニ於テ第五回通常総会へ出席ス。前年通り

役員ニ依頼ス。借入金最高限度決定ノ件ハ一万五千円

ヲ決定ス。貯金利子ニ関スル件、六分利息ヲ払フ。貸

付金最高限度ヲ組合員二名ニ対シ金一百円ヲ貸付ヲ

決定スル事。乾燥場処分ノ件ハ役員ニ全部ヲ依頼スル

コト。附記 農事組合協議会事項。ホーレン草代金支

払ノ件、当組合ニハ三俵代金一円六十一錢。大小麦玄

米共販ニ関スル件、穀物共販出荷スル件、農業日記帳

実務伝習会ニ関スル件、一組合ヨリ二名以上、当組合

ニテハ記帳者今井保之様、登坂長十郎氏ニ依頼ス。実

用竹細工伝習会開催ニ関スル件、県ヨリノ主催三月五

日ヨリ十日間ノ予定、一組合ヨリ三名以上出席スルコ

ト。申込者登坂新作氏、場所ハ橘校ニテ行フ。

二月二十八日 正副組合長、有畜農業組合員名簿ヲ

五通作製シ、満州出征兵士ニ御礼手紙ヲ出ス。

三月二日 第一回ノ大小麦共同販買、小麦出荷代金

壱百拾九円貳拾五錢ヲ購買部長出席シ持參致シ配付ス。

二等小麦五俵、三等拾四俵、計拾九俵出荷ス。

三月五日 更生旗記念写真出来ルニ付、役員協議會  
ヲ行イ各組下ヘ之配付ス。三四枚代金拾八円十五錢也。  
写真四ツギリ一枚代金五十五錢也。県社木曾神社ヘ奉  
納シ、役場、農会、学校ニ各一枚ヲ寄付ス。

三月七日 午後一時ヨリ産業組合ヘ正副組合長、肥料  
改善委員、購買部販賣部長ノ協議アリ。産業組合肥  
料計算ニ付、之ヲ実行スル事決議スル。尚県ヨリ吉田  
販賣主人〔主任〕購買品ニ付種々ナル注意節命〔説明〕  
等アリ。県中央会ヨリ専務委員出張有益ナル講話アリ。  
前回購入致セル肥料代金ヲ産業組合ヘ十二日迄ニ納  
メル事。第二回共同販賣、大小麦出荷ニ関シ打合セヲ  
ナシ四時半解散ス。尚節句買物ニ付産業組合ヘ品物ノ  
定価表ヲ依頼シ組合ヨリ多數取り纏メシ三月二十日迄  
デニ報告ス事ヲ決議スル。

三月八日 木曾神社ヘ記念撮影ノ奉納スルニ付正副  
組合長、氏子総代者ノ所ヘ参上致シ、其ノ上神社奥ノ  
院南ヘ写真ヲ上げ午前十時頃解散ス。額布蒲〔蒲団〕

ヲ戸部氏ヨリ寄付、額釘一組ヲ今井保之氏ヨリ寄付サル。金井写真館ヨリ一枚寄付アリ額縁三個ノ寄付。

三月九日 第二回共同販買、小麦出荷ヲナス。二等二俵登坂光五郎氏、二等拾壹俵今井由農氏、計拾参俵共同購入セル。疏安十八呑来ル。

三月十日 水陸稻肥料共同購入ニ付、肥料改善委員並ニ役員出席シ肥料改善研究会ヲ開キ準備品評会ノ打合ヲナシ午後十時解散スル。役員全員出席スル。

三月十二日 第二回二月分準備品評会ヲ行フ。役員全員出席ス。午前八時組合長宅へ集合ス。繩、草履ノ審査ヲ行フ。其ノ結果全部ニ於テ良好ニテ成績満点。

十二時半審査終リ解散ス。肥料改善委員、購買部長、販賣部長ノ三名ニテ前橋ヘ肥料商阿部肥料店ヘ交渉ニ行キ水陸稻購入シテ水陸肥料配合〔中身は省略〕、陸稻配合〔中身は省略〕ノ配合肥料ヲ一呑当リ代金貳円四拾五錢ニテ七月全納スル事。

三月十七日 有畜農業ノ改良和牛購入、清算〔精算〕書ヲ組合長ニ依頼ス。

三月十九日 農事組合長會議午後一時ヨリ事務所ニ

於テ行ハル。會議事項左ノ通り。第一回政府米代金返シ二閏スル件、當組合ヨリハ二十俵代金壹百六拾円也。大小麦共販代金支払二閏スル件、小麦二等格二十俵、此ノ代金八拾貳円〇九錢五厘。準備品評会四月分審査ニ閏スル件、當組合ニテハ四月八日ト決定ス。蔬菜苗床研究会、水陸桑肥金融二閏スル件、医療特約ニ閏スル件、此ヲ各組合ニテ協議ノ上之ヲ実行スル事。

三月二十日 蔬菜苗床研究会ヲ本県試験場ニテ行フニ付当日出席者、生方恒太郎、高橋善太郎、今井保之、狩野喜太郎氏四名出席ス。

三月二十一日 産業組合ヨリ理事選定致シ報告スル事ニ付キ午後七時組合員産業組合株主ノ総会ヲ開催致シ選挙ノ結果今井喜平次氏ニ当選シ依頼スル事ニ決定ス。又役員會議ノ結果今井敬三郎、通信事務ノ設置ニ付キ下組組合ノ地図ヲ作製致シマシタニ付記念品贈呈致ス事ニ付キ金三円位ノ品物ヲ贈ル事ニ決定シ、正副組合長、調査部長三名ニテ依頼ス。

三月二十八日 叱製造機購入ニ閏シ下組組合ニテハ壹台申込スル。申込者野嶋富明氏。

三月二十八日 午前九時ヨリ産業組合ニ於テ二階左記ノ件ニ関シ協議ス。産業組合青年聯盟ノ創立ニ関シ打合セヲスル。各組合事〔毎〕二四月四日午前八時迄デ支部長副支部長ヲ選出スル事。各支部長ハ当日理事長一名理事一名ヲ選定ス。聯盟名簿ヲ作り組合ヘ出ス事。四日ハ農家經營簿記帳者、記帳持參シ午前八時迄デニ橘校ヘ集合スル事。午後ニハ結成式ヲ行フ筈ズ。

医師利用実施ス事ヲ決定ス。組合所有財産乾燥場処分ニ関シ、産業組合長藤木与平氏ニ四百五拾円ニテ壳渡ス。組合別購買開始ス。金庫購入承認ヲス。買金貳百式拾円也。本村ヨリ契約金壱百円ヲ補助サル。購買部長ハ節句ノ献立品ヲ受取ニ行キ理事、組合長三名出席ス。全購聯ヨリ昨年ノ日用品小費〔消費〕高ヲ記入シ四月十日迄デニ報告スル事。

三月二十九日 買物ニ出席者正副組合長、調査部長三名ニテ前橋市藤田銅鉄店ヨリ温ワシ一個金二円五十銭ノ銅製三升入ヲ購入スル。十二別線紙百枚三十錢筆二本買物ス。親〔審〕査者來ル。北甘樂郡馬山村大字蒔田青年修養役員吉川市蔵氏來ル。本村更生計画案ヲ

借〔貸〕シテヤル。四月五日マデニ返却スル事。午後七時ヨリ役員協議会開催シ産業組合青年聯盟設立ノ件支部長今井喜平次、副支部長今井金平二名選定ス。水陸稻肥料代金ヲ昨年ト同ジ方法ニテ行フ。但シ生方恒太郎氏ニハ水稻肥料ヲ借〔貸〕ス事ニ決定ス。

三月三十日 産業組合青年聯盟加入、支部長副支部長ヲ報告スル。産業組合医師利用協約書ヲ調印シ報告ス。正副組合長二名ニテ今井敬三郎氏ノ所ヘ地図作製御礼二行ク。

四月四日 産業組合青年聯盟發会式並ニ理事長理事ヲ選挙シ今井藤三氏ト決定ス。農事經營簿記帳者座談会ハ手嶋善太郎氏ノ講演アリ。出席者今井喜平次氏、今井定吉氏、生方恒太郎氏、今井金平四名北甘樂郡馬山村蒔田吉川市蔵氏ヨリ礼書來ル。

四月八日 準備品評会開催午前八時集合、審査員、穀物検査所ヨリ柴崎殿、小暮先生、組合ヨリ役員全員出席ス。準備品評会出品物全部満点。新俵作製シ午前十一時終リ。受檢數四百參拾壹俵。

四月十一日 奨励金交付申請書ヲ造リ県郡村農会へ

指出ス。出席者今井兼重氏、今井宗一郎氏、今井金平

氏ノ三名ニテ総合準備品評会成績ヲ調べ一月二月三月ノ行事ヲ平均点数モ入レ午後十一時解散ス。同日政府買上米清算ニ付販賣部長出席致シ、三等一俵当リ手取

リ一〇二錢、四等一俵八二錢、五等五八錢以上。第二回ニ等一俵当リ一一五錢、但シ繩ハ二〇俵分ハ組合持

チ。第一回九十九俵、第二回二拾俵出荷者二分配ス。

四月十四日 農事実行組合長會議事項、里芋、甘藷、

ホーレン草長岡出荷二関スル件、予定価格、長岡渡シ里芋十貫五百目二円四十錢、甘藷十貫一円二十錢位。

桑園間作利用研究会ニ関スル件、桑園間作試驗地設置ニ関スル件、米麦共同販賣出荷二関スル打合セ、綠肥

大豆購入ニ関スル件、皇太子殿下御隆誕記念事業実施ニ関スル打合セ、更生、生産統計貯金実施スル事以上。

午後七時ヨリ玉泉院ニ於テ、当組合教化部長殿ヨリ共同生活觀念ノ確立ノ雑誌ヲ組合員一部宛ニ指下サレ種々ナル御教化下被レル。次ニ組合ニテ掲示板ヲ一枚購入致ス事ニ決定サル。三尺ノ横二尺五寸ノ位ノモノ、場所ハ橘橋ノ待合所前、組合内ノ販売案内品ヲ記入スル

事。

四月十五日 玄米大小麦共同販賣、共同出荷ヲ行フ。

二等品大麦五俵登坂武雄、小麦三等二俵登坂武雄氏、小麦三等品今井兼重氏、小麦三等五俵今井金平、以上計大麦五俵小麦十俵ヲ出荷スル。

四月十八日 ホーレン草共同出荷、長岡ヘ六俵今井兼重氏出荷ス。

四月二十一日 里芋共同販賣、長岡市場ヘ二俵今井

保之氏、四俵今井金平出荷ス。

四月二十三日 有畜農指定サル。改良和牛ノ去勢ヲ御園ニ施〔於〕テ行ハル。当組合ニテハ三頭出席シ県ヨリ内山技手出張スル。同日第三回共同販賣ノ大麦二等品ノ清算ニツキ組合長出席、一俵代金五円四錢、計金式拾五円式拾錢ヲ出荷者ヘ支払フ。

四月二十四日 第四回ノ共同販賣ヲ行フ。出荷者三等小麦五俵今井金平、玄米丙細四俵今井金平、丙丸六俵今井喜平次。

四月二十五日 組合出席シ水陸稻種子ノ塩水ヲ行フ。石數三石七斗二升五合、ニガリ一罐代金九拾錢、塩代

三升二拾五錢、費用壹圓壹拾五錢。水稻三石三斗六升  
五合、陸稻三斗六升、一斗二付費用三錢。陸稻肥料配  
合ヲ行フ、數呄八十呄。今井兼重氏今井宗一郎氏今井  
定吉氏配合ニ立合ニ行ク。採種圃ノ柱ヲ一本作製シ野  
島初太郎氏ニ書入ヲ依頼ス。代金十五錢、一丁七錢五  
厘モノ二丁有馬材木店。天氣予報ノ実行ヲ五月拾日ヨ  
リ初メル事。通信ヲ登坂幸雄君ニ依頼ス。

四月二十八日 中央組合長來宅下被ル、両組合ニテ  
戸主婦会ノ模様ヲ協議致サレシニ、下組ノ都合上組合  
ニテハ總会ノ結果秋ノ品評会迄デ延期致ス事ニ決定サ  
ル。

五月四日 採種圃種子ノ配付並ニ共同販買清算〔精  
算〕ニ付副組合長出席シ、玄米一駄内細拾七円七十錢、  
丙丸拾七円七拾錢、俵數米拾俵、小麦三等品五俵一駄  
当リ拾式円三拾五錢、計金額壹百十六円三拾七錢五厘  
ヲ受取り出荷者分配ス。採種圃ノ担当者、水稻閥取新  
三四号一升登坂新作氏、陸稻長柄早生一升今井石平外  
二名氏、藤蔵榦〔榦〕五合今井宗一郎氏ニ依頼ス。堆  
肥改善計画ヲ獎励金下付申請スル。

五月五日 当実行組合ノ内容調査二通、県へ一通郡  
へ一通ヲ清書致シ正副組合長ニテ午後一時ヨリ午後四  
時迄デ書キ村農会ヘ報告ス。

五月七日 視察、邑樂郡千江田村更生村ヘ。板東橋  
集合、午前六時出発二十六分村長殿見送リ下被ル、種々  
ノ注意下サル。農會長以下三拾五名各實行組合長全員  
出席ス。午前九時半邑樂郡小泉大谷農園ニ着、農會長  
見学ヲ依頼シ、當農園ヨリ案内人一名。第一ニ牛舎ヲ  
見、乳牛四拾頭。次ニ農場第一農場面積拾三町歩、作  
物ノ種類、大麦闊取り埼玉二七号エン麦馬鈴薯等。第  
二農場面積拾式町歩、種類、小麦埼玉二七号スネッキ  
リ馬鈴薯等、當農場ニテ寒行致シタキ事ハ馬鈴薯ニ作  
入ヲ陸稻ヲ播キ付ル事ハ誠ニ良イ事ト□シタ。十時二  
十分当所ヲ出発千江田村更生村ニ向フ。十一時役場ヘ  
着スル。当所村長殿ノ挨拶アリ。次ニ更生計画ニ付技  
術員ノ最ミツナル御話シアリ。計画ノ項目ハ六項。當  
村ノ戸数五百五十七戸アリ、広裏及面積東西壹里十五  
丁南北〇里拾五町、〇・三八方里東西ニ長細キ村、役  
場ノ所ヘ共同作業場アリ。諸機械設備有リ、生産物ノ

加工スル様設備ヲナシテアリ。十一時中食ヲ食ス。当

所ハ明治四十三年大水害ノ為メ今役場ニ混水ノ潛リタルスジアル。十二時二十分出発ス。此ヨリ赤羽根村中島農事組合長宅ヘ立寄リ、南瓜、胡瓜、茄子ノ速成栽培ヲ見学スル、組合長田部井重吉氏。午後一時三十分出発シ上州ノ名物花山公園ニ着ス。三十分花見ヲナシ満開ニテ人出多シ。其レヨリ館林ノ山羊飼育ヲ見学シ

四〇頭位ヲル。大田大光院へ参拝ス、更生委員ダケ有リ、土産物ハ買フ人ナシ。大田町ヲ午後二出発ス。坂東橋ヘ七時着一同無事解散ス。

五月八日 玄米大小麦共同販買、出荷数玄米乙丸二三、丙細十七、大麦二等品四俵ヲ出荷ス。出荷者米今井善一郎氏、麦今井金平。

五月九日 農産物総合品評会甘諸苗床大小麦審査打合ヲ下南室農事組合長諸田繁太宅へ集合、午前八時全組ノ審査長出席ス。郡農会ヨリ高坂技手出張ス。午前十一時解散ス。當組合テハ今井金平出席ス。

五月十日 当実行組合ノ通信事務二付郵便局ヘ野嶋

通信事長出張シ、連絡ヲトリ局ヨリ郵便物アツカイニ

付明細ノ表ヲ組合員ニ一部ヅツ配付スル

五月十三日 有畜農業奨励金下付サル、金券十一日付ニテ下付サル。組合長狩野勇次郎氏十二日出橋致シ本県金庫ヨリ金壱百式拾円ヲ受取りニ行キ、改良和牛購入者一頭ニ付金式拾円下付スル。當組合ニテハ顧問、購買部長、組合長立合ニテ此ノ下付金ヲ支払ス。但シ購入者ハ実費ノ費用ハ組合ノ御世話ニ成ルニ付七月頃ニ出ス事ヲ打合セラシタ所、午後八時頃三名ノ方組合へ一人前壱円ヅツノ御礼ヲ持チ来ル。

五月十五日 玄米大小麦共同販買ノ清算ヲ付キタルニ付販買部長農会へ出席スル。玄米丙細一俵当リ九円式拾武錢、丙丸一俵当リ九円十二錢、玄米四拾俵代金參百六十六円五十錢、大麦二等四俵代金拾九円五十二錢、小麦三等一俵当リ金六円四拾二錢、拾俵代金六拾四円式拾錢ヲ農会ヨリ受取り出荷者ヘ分配ス。

五月十六日 有畜農内容調査ニ付組合長ト種々打合セヲナス。出席者高橋啓介、狩野勇次郎氏、今井金平。當日会計部ヘ金參円ヲ渡ス。

五月十九日 本県師範学校農業正教員養成ノ生徒ニ

当農事実行組合視察ニ教師秋田好郎先生引率シ十五名ノ方ガ来り、今井敬三郎氏ノ組合ノ内容ヲ説明致シ下サル。貯金係ノ善一郎氏ノ更生統計ノ貯金ノ説明、副組合長今井宗一郎氏会計ノ方法ヲ話シ下サル。又種々ナル質問アリ組合ノ計画等ヲ今井金平質問サル。午後六時半解散ス事務所都合ニヨリ玉泉院へ依頼シ戸部宅ニテ視察ヲ受ル。

五月二十日 甘藷苗床、大小麦立毛審査ヲ行フ。午前六時開始役員全部出席ス。甘藷苗床代表狩野三津五郎氏、小麦代表登坂武雄氏、大麦代表今井金平、出品点数大麦二七点、小麦二六点、甘藷二二点、計七五点、午後二時半解散スル。成績昨年ヨリ良好。

五月二十一日 里芋共同販買四月二十一日長岡荷出セル清算〔精算〕二付十貫五百正味一円七十九錢、六俵代金十円七十四錢、販買部長出荷者二分配ス。今井長四郎四俵、今井保之二俵、計六俵。

五月二十四日 橋校学校区域デ甘藷苗床大麦小麦ノ立毛ノ審査ヲ行フ二付午前七時役場へ集合ス。十三組各審査長出席ス。同日甘藷苗共同購入ヲナシタル苗三

千本、紅赤一千本、太白二千本ヲ購入スル。紅赤一千本善一郎、二千本高橋善太郎。

五月三十日 産業組合ヨリニシン大俵一俵ヲ送ルニツキ購買部長ニ依頼ス。

五月二十八日 野島富明氏ノ父勝五郎氏七十四歳ニテ急病ニテ死去イタルニ付組合ノ規約ニヨリ正副組合長出席シ会葬ス。出棺ハ時間ヲ励行致午後二時ニ仏式ヲ行フ

六月一日 今井金六君朝鮮龍山歩兵七十七連隊ヘ入當致スニ付正副組合長両名ニテ見送リ出席ス、八木原駅迄デ。

六月十二日 水稻苗代審査打合セニ付近藤鉄之介氏ニ依頼致シ同日真壁赤城神社へ集合致シ午後一時ヨリ午後三時迄ニ解散スル事。

六月十九日 病虫害薬剤調合及撒布方法指導薬品配布ニ関シ同日係長登坂新作氏出張致シ講習ヲ受ニ役場ヘ午後一時集合。本県試験場ヨリ小山技師出張シ指導アリ、薬品ヲ比サン鉛四袋、一袋代金貳拾參錢ノ事。

グゼイ石鹼一袋代金拾五錢、薬品容器一個代貳拾五錢

也ヲ農会ヨリ預リ係長ニ依頼ス。

六月十九日 水稻肥料配合ニ前橋阿部肥料店ヘ購買部長、今井兼重、今井保之氏ノ三名出席ス。數量百四拾俵ヲ配合ス。

六月二十日 水稻苗代審査ヲ行フ。組合内ノ出品点十九点、出品代表者今井定吉氏作ノ苗代最高点九十二点ヲ選出ス。出席者正副組合長購買部長評議員ニテ午後一時ヨリ午後六時迄ニ解散ス。

六月二十一日 叭共同販売ヲ行フ、數量二百五十八呎前橋阿部肥料店ア一呎代三錢五厘トス。

六月二十六日 農事実行組合長會議ヲ午後五時ヨリ村農会ニテ開催ス。事項、小麦販買統制ニ関スル件、小麦取引格差ニ関スル件、計量取引ヲ実施スル事、雜穀検査日割ノ件。農芸薬品買入組合内入用者ヘ分配ス。

七月一日 役員會議ヲ午後七時ヨリ開始ス。全員出席ス。水稻肥料代金延期ス。取立日九年十月二十九日ト定ム。

七月二日 北橋産業組合ニテ全販聯ト契約成立致シ、北橋村分壱千五百俵ヲ日本製粉工場ト契約ス。第一期付当組合ニテハ三百四十四円ヲ受取ル。一駄十円也。

ヲ七、八月ト定メ仮渡金ヲ小麦三等一駄ニ付金拾円ヲ融通ヲ受ケル事ニ約定スル。掲示墨技申込者今井宗一郎氏、今井敬三郎氏。

七月三日 北橋村農会ヨリ通知有ルニ付昭和八年度ノ組合獎励金交付ニ付収入役ヨリ金十五円ヲ、總合品評会ノ賞金貳円ト八年度組合長手当參円ヲ受取ニ出席ス。

七月四日 長岡市場ヘホーレン草共同出荷ヲ四月十八日ニ致シタルノヲ當日清算致シ下サレ、一俵代金壹円拾貳錢手取ト成リ出荷者ヘ渡ス。

七月五日 水稻陸稻ノ代金ヲ前橋阿部肥料店ヘ購買部長支払フ。小麦依託販賣申込數量五拾貳俵ヲ申込ヲナス。

七月六日 組合天氣予報ノ□□ヲ取り登坂幸雄君ニ其ノ御札ト致ス。雜記帳一冊金五十錢ノ御札ヲスル。叱共同販賣ヲ行イ、數量二百五十八呎、代金九〇円三錢、一呎三錢五厘ニテ阿部肥料ヘ売貸ス。

七月十日 組合長會議ニ出席ス。小麦仮渡金支払ニ付当組合ニテハ三百四十四円ヲ受取ル。一駄十円也。

同分一錢四厘ノコト。第二回申込者ニ各二十八俵、今井善一郎氏ハ初回分残リニ付十円ヲ渡シタル事、長十郎氏ハ一駄分八円ノコト。

七月十七日 倉庫消毒、申込者登坂光五郎氏、一間三間ノ倉薬品三本、今井敬三郎氏ハ一本。柴崎技術員出張消毒ヲ行フ。

七月十八日 第一回小麦依託販買ノ共同出荷ヲ行フ、数量五十二俵、二等二一俵、三等二七俵、四等二俵、等外二俵ヲ出荷ス。

七月十九日 北橋青年団早天祈願ヲ木曾神社ニ於テ行フニ付通知之有ル付參列ス。午前四時開始、県ヨリ青年指導河辺指導□出張ス。村長以下各團体長出席スル。午前八時ヨリ農会事務所ニ組合長會議。事項、小麥共同販売申込ニ関シ即売ヲ行フ。二十一日ニ競争入札ヲ致シ小麦十円五十錢以上、大麦八円以上ニテ落札者ヘ渡ス事。大麦生産調査ニ關シ九月一日迄デ報告スル事。区域内納稅義務者ヲ調査致シ九月一日迄デ報告スル事。組合ニテハ調査部長今井敬三郎氏ニ依頼ス。

七月二十一日 産業組合肥料購買所建造ニ付午後一

時北橋村産業組合ニ階ニ於テ協議会ニ出席ス。全員出席農事实行組合長同意致シ、敷地ヲ本村役場内ノ土地三十坪ノヲ村委会長會議へ申請ヲ二十三日ニ役員一同ニ依頼ス。

七月二十三日 北橋村助役殿ノ送辺会ニ出席ス。元助役塙谷武平氏満八ヶ年間村政ノ為ニ服シ下サル。記念品金屬製火鉄〔鉢〕一ヶ個ヲ勢多郡長〔町〕村長会ヨリ贈呈サル。本村ヨリハ金一封金四拾円ヲ贈呈ス。又橋北校訓導中沢先生ヘモ金拾円ヲ贈呈ス。同日出席者壱百四拾名、村委会員、区長、部頭、農事組合長、会費金五拾錢也。

七月二十四日 北橋産業組合ヨリ副株ヲ募集ヲ依頼サル、ニ付農事組合ノ役員ニ各組下ヘ通知申込ヲ乞フ。

七月二十八日 産業組合株募集ヲ産業組合理事今井喜平次氏、農事組合長二名ニテ各組トヲ順回致シ、三株ヲ産業〔組合〕ヘ報告スル。加入者今井敬三郎氏、根井金次郎氏、今井金平三名同日生産調査ヲ部長ニ依頼スルル。

七月三十日 組合内統計貯金全部納メル。貯金部長

今井善一郎氏ニ依頼ヲ致シ、組合統計成績良好ナリ。

納稅調査ヲ下組区域内ヲ「ノ」戸主ヲ「二」報告スル

ヲ「事。」今井敬三郎氏ニ生産調査ヲ依頼ス。組合内ノ數量大麦二九八俵、小麦四百九一俵ヲ報告ス。

八月一日 産業組合ニテ農事組合長會議へ出席ス。

會議事項、第二回小麦依託二付今相場ニテ即売申込ヲ組合内申込者へ通知致シ、当組合ハ全部即買ヲ依頼ス

ヲ報告スル、計貳拾貳俵。大小麦交換ノ件、小麦一升十五錢、大麦一升十錢、物々交換ハ各々二割増ヲ決定ス。富民協会品評会大坂市ニ開催サルニ付小麦一俵ヲ出品スル。同日県農会へ見本ヲ五合ヲ送付ス。

八月六日 (日付は原文のまま) 大小麦受検査ニ付、

第三回目数量大小麦共參百五六俵。

八月二日 大小麦即売申込ヲ北橘村産業組合へ申込ヲスル、計二二俵。

八月三日 暑中見舞ヲ朝鮮九十九連隊今井金六君へ組合ヨリ出ス。

八月六日 養豚組合長會議へ今井宗一郎氏出席ス。

九月中旬頃ニ養豚品評会ヲ致ス打合セ、飼料共同購入

ヲナス事。

八月七日 生産調査部長ヨリノ報告、大麦一八丁〔町〕三〇〇〔三反〕、自給二二三俵、販賣數八五俵、計二九八俵。小麦耕地七丁〔町〕九反七畝、販賣二九八俵、自給一九九俵、計四九六〔七〕俵。

八月十日 小麦相場ヲ農会へ出頭、同日ノ入電話一駄十一円五錢。

八月三日 (十三日か) 第二回依託販賣小麦ハ即売ヲスル事ニ決定。出荷者今井善一郎氏二十俵、三等七俵、四等十一俵、等外一俵、格外一俵、登坂長十郎貳俵等品、計貳拾貳俵ヲ同日出荷スル。

八月十七日 協議会、第一次依託小麦精算ニ関スル件、當組合ニテハ計五十二俵出荷ニ付配分金三十一円ヲ組合ヨリ受取り出荷者へ分配ス。政府払下米ニ関シ本村ヘ四百八十俵下付サル事ニ成リ購入者ハ十八日迄デニ申込ム事。製粉工場依託小麦出荷ニ関スル件、百四十三俵出荷スルニ付申込ヲ十八日迄ニスル事。肥料資金融通ニ関スル件、政府ヨリ資金ヲ生産期迄デ借(貸)シ付ケル事。日分一錢一厘八月二十五日迄デ

二申込ム事。午後五時解散スル。

八月二十五日 小麦共同販売第二次精算二十二俵分、三等七俵一俵当り五円二十銭五厘、四等十三俵一俵当り五円五銭九厘、等外二俵一俵当り四円六十九銭、合計金壱百拾弐円也。出荷者今井善一郎氏計弐拾俵、登坂長十郎氏弐俵。

八月二十五日 大演習ニ付更生村指定致サレタルニ付、各団体ノ役員全部撮影致シ写真ヲ木曾神社ニテ取リ、経済更生記念撮影ヲ致シ一同社前ニ集合、神社ニ参拜、君方代合唱、村長ノ勅語奉説、同挨拶、記念撮影開始ス。後ニ組合長会議アリ。ところあおいノ栽培ニ関シ打合ヲ致シ肥料資金借入申込者ヲ報告致シ十二時解散ス。同日参列者村委会、農会、区長、代議員、学務委員、組合長八・九年度。

八月二十八日 政府払下玄米六俵ヲ真壁荷置所ヨリ受取り申込者ヘ配給ス。当日代金ヲ受ル、計金五十四円九十銭。当小麦即売精算ノ残金十七円八十八銭ヲ産業組合へ届ケ領収書ヲ下サル。

八月二十九日 産業組合総会へ出席ス。協議事項、

組合事務所ヲ新設ノ件、作業所新設ニ関スル件、万障一致ニテ右ノ件新設スル事ヲ決定ス。工事委員ハ現役員御願ヒ致ス事ニ決定ス。同日払下米代金五十四円九十銭ヲ産業組合へ支払ス。ところあおい申込者ヲ報告ス、当組合ニテ三反五畝歩村農会へ依頼ス。

八月三十一日 大日本帝国農会ヨリ組合調査ヲ行フニ付幸ニ致シ当組合御出張下サルニ付調査官河田書記、県ヨリハ伊加須技師、郡農会ヨリ斎藤技手出張、村長、校長、柴崎氏出席致シ各位ノ方ヨリ御指導下サル。当組合ヨリ出席者今井敬三郎、兼重、宗一郎、定吉、喜平次、善一郎氏ノ方。村長宅へ正副組合長、兼重氏出向イ、午前九時ヨリ組合事務所ハ都合ニヨリ玉泉院ヲ御借リ受ケ午前十一時半調査終リ、調査部長敬三郎氏ヨリ大西瓜二個ヲ寄付サル。

九月二日 大小麦共同販売申込通知ヲ各評議員へ発送ス。

九月三日 大麦小麦共同販売申込数量大麦六俵小麦一俵、申込者大小麦共今井敬三郎氏。

九月七日 組合長会議、事項、小麦共同販売代金精

算ニ関シ産業組合ニ於テ支払、販売統製〔統制〕ハ第五回目三等小麦一駄十二円四錢手取り先回ヨリ今五回迄デ。総数量小麦今年度ノ予定ハ三千俵ノ所三千二七九俵ヲ共販ス。桑園混作奨励ニ関シ郡農会ヨリ手島技手出張種々ナル説明有リ。各蔬菜ホーレン草栽培ニ関シ、北陸北海道方面へ販路ヲ郡農会ニテ販売致ス事ニナリ勢多郡農会取扱町歩約九町歩作付スル予定。同種子共同購入一升十八錢ノ事、ザードウイッケン種子一升二十八錢、ヘアベーチ一升八十錢各反当約三升、馬鈴薯種子共同購入、北海道産正味一六貫二三〇、吾妻產十五貫一八〇ニテ農会へ九月十日申込ミスル事。

馬鈴薯販売ニ関シ三〇匁以上ノ物正味十五貫五匁目造リニテ出荷スル、一組合ニテ四俵位ノ割合十日申込ミヲスル。養豚衛生講話会開催ニ関スル件、麦肥料共同購入ニ関スル件、全購聯肥料配合ヲ配給スル様申合一叭代金貳円五十錢位ノ事、九月十五日申込スル事。

九月九日 役員會議、大小麦肥料共同販入ノ件、今年度麦配合肥料ノ販入〔購入〕ハ全部全購聯ノ肥料ヲ購入スル事ニ役員會議ニテ決定。同日病虫害消毒薬品

ハ組合員ハ二割引、以外者ハ全額ヲ申受ケル事ニ決定ス。

九月十六日 麦配合申込ヲ組合内数量ヲ取纏メ村農会へ報告ス。配合壹百俵、磷酸一〇俵硫安一〇俵ヲ購買部長農会へ申込ミヲナス。其ノ外組合員ノ希望ニヨリ前橋肥料商人ヨリテ注文ヲスル。

九月十九日 麦肥料ノ交渉ニ組合内役員ノ合議結果購買部長ニ依頼致シ前橋市江雲町阿部肥料店へ行キ交渉致ス。麦肥配合例（磷酸四貫豆粕三貫硫安二貫カリ壹貫）十貫一叭代金二円二十五錢壹百參拾俵ヲ予約ス。

十月四日 午後一時組合長會議副組合長出席ス。會議事項左ノ通り。経済更生簿普及ニ関スル件、四名増員ス。記帳者奈良巣、高橋善太郎、奈良長太郎、狩野喜太郎氏四名ニ依頼ス。我ガ家ノ経済計画ト實際共同

印刷ニ関スル件、生兎共同販買ニ関スル件、大小麦依託販売ニ関スル件、水稻陸稻甘諸坪刈・堆肥品評会ト審査ニ関スル件、大小麦麦奴予防ニ関スル件、大小麦採種甫ニ関シ種子配給、埼玉二七・二九農林一号等ヲ今年度ハ指定サル。午後四時半終リ。

十月六日 組合役員会議午後七時集合ニテ品評会審査ノ打合セヲナス。堆肥審査ヲ十月十二日二行フ。陸稻審査ヲ十月十六日、水稻審査ヲ十月二十二日、甘藷坪掘審査ヲ十月二十二日ト決定ス。大小麦麦奴予防ヲ十月十二日ト決定。同日麦施肥配合ニ四名出席、今井定吉、今井敬三郎、今井兼重、今井喜平次氏ノ方肥料配合ノ立合ニ依頼ス。農家經濟簿記帳者四名ハ高橋善太郎氏、奈良長太郎、奈良巖、狩野喜太郎氏ニ依頼ス。我が家ノ經濟計画ヲ組合員全部、組合員ニ配布スル事ニ決定ス。大小麦採種甫担当者、埼玉二七号今井宗一郎、二九号ヲ今井保之、農林一号今井金平試作スル事ニ決定サル。

十月七日 本県農会並ニ農事試験場御推賞、上毛農

蚕機製作研究会技術員、前橋市石倉、中山清作氏来リ（スウルス）ニ付当組合員ニ御伝言下被ル様トノ話シニ付打合セニ來ル。玉寛式モミシリ機ノ宣伝ス申込者一台。

十月八日 組合長會議午後六時集合。政府払下米ニ付協議ヲ行フ。九月二十一日大暴風雨ノ為メ大坂地方

大嵐ノ為ニ大坂政府倉庫水入りトナリ、昭和八年度産米一百五〇万俵水入ノ為メニ払下スル事ニ成リ。上玄米一俵七、八円一分通り水入中一俵五、六円下一俵四、五円位ニテ本県穀物検査ニテ取扱ヲ致シ十月九日午前十時限リニ申込ヲスル事ニ決定スル。午後九時半解散スル。

十月九日 大小麦播付肥料ヲ産業組合ヨリ配給サル。壹百丶呂ヲ當組合ニテ引取リス。払下米申込者無シ。單肥ハ配給ハ後日ノ事。

十月十日 堆肥品評会打合會議ヲ本農会事務所ニテ行フ、今井金平出席ス。午後一時ヨリ三時迄ニ終リ真壁東組組合ヲ審査ノ打合ヲスル。

十月十二日 組合ニテ大小麦々奴予防ヲ午前六時ヨリ行フ。石灰黃剤ヲ二升五合使用ス。小麦種子数量三石四斗三升、大麦種子三石七斗五升、計大小麦共七石一斗八升薪二束ヲ使用ス。同日麦肥配合ヲ行フ。配合肥料百四十二丶呂單肥リンサン五丶呂加里一丶呂計百四十八丶呂ヲ購入、前橋市阿部肥料店ヨリ。組合内堆肥品評会ヲ行フ、出品点数二十七点代表ヲ今井金平出品致ス事

二決定。農会報告スル全員出席ス。

十月十六日 組合総合品評会陸稻坪刈ヲ行フ、第一班九名全員出席ス。午前十時ヨリ雨降リニ付九点ヲ刈取中止ス。

十月十八日 第二回目陸稻坪刈リヲ行フ、八名出席、今井依平欠席ス。

全部出品点数二十一点、組合代表近藤重平氏五百三十三匁、二尺作十八尺刈取ル、組合平均三百九十匁。

十月十九日 組合員麦奴予防ノ時ニ打合セヲナシ御薬小売ヲ開始スル事ニ決定致シ同日産業組合ヨリ群馬一号五本群馬二号十五本ヲ購入致シ、購壳〔購買〕部長外今井保之氏、狩野真一氏ノ所へ配給致シ御願ヒス。代金壱百九拾錢。

十月二十日 各農事組合代表審査ニ當組合ヨリ農会

総代今井宗一郎氏出席下被ル。近藤重平氏ノ陸稻五百五匁。同日産業組合ヨリ洋品類ヲ送付サル、金參拾參円六十三錢。

十月二十二日 水稻甘諸坪刈ヲ午前七時ヨリ行フ、水稻十九点代表ハ乾燥後ニ定メル事。最高七百二十五

匁次点七百匁、甘諸代表奈良六次郎氏一貫一六〇、狩野三津五郎氏二貫一四〇匁、地形上奈良氏ニ依頼ス。出品点数二十四点、組合平均一貫六百六十匁、總貫数三九貫九百代金三円、一円ニツキ一三貫ニ壳ル。甘諸壳上代金計三円ヲ今井宗一郎氏ニ依頼ス。

十月二十四日 農芸薬品ノ代金ヲ村農会ヘ支払フ。

倉庫消毒薬四本代金四円六拾錢、一本一円十五錢、使用者三本登坂光五郎氏、今井敬三郎氏一本。組合支払代金砒酸鉛二袋四六錢、粉末石鹼二袋三〇錢、ピスコ一罐一円五十錢、ガセイ石灰メートルグラス一個二十五錢、石灰硫黃剤半罐代八十五錢ヲ中央組合長ニ支払フ。黒板二板一円今井敬三郎氏今井宗一郎氏ヨリ預リ支払ヲ農会ヘスル。總計代金七円八拾一錢ヲ支払ス（石灰硫黃剤二升五合預リ）。

十月二十六日 村内各組合水稻甘諸ノ坪刈ヲ行ウ。

二十三組合ヲ三班ニ分ケ実行ス。当組合ハ第一班ニテ審査長外近藤鉄之助氏出席ス。水稻代表者調製量六百武匁近藤鉄之助氏刈取量七百五十匁、甘諸代表者一貫八百五十匁奈良六次郎氏、同日ノ最高点甘諸三貫三百

九十九板東組合柴崎音吉氏。

十月二十七日 大坂富民協会ヨリ本村更生計画ニ付  
実行致シ居ル組合事業ノ統計預金ノ集金、準備品評会  
ノ堆肥審査ノ実行方法ヲ、ローケシヨンヲ写シ組合更  
生旗ヲ写真ヲ取ル、全組合員出席ス。同日ハ木曾神社  
ニテ青年男女合同ニテ朝天祈願祭ノ実行ヲ写スニ付組  
合長出席ス。

十月二十八日 親擦〔視察〕群馬県師範学校專攻科  
生徒深井明氏当組合ニ來組致シ赤城山壁〔麓〕ニヨケ  
ル北橘産業組合産業ノ概況調査ヲ細ニ調べタ刻迄テ  
調査ス。同日北橘産業組合配合肥料返金ノ事ニ付飯田  
氏ニ質問ス。

十月二十九日 産業組合役員農事実行組合長合同会  
議ヲ午後五時ヨリ産業組合事務所ニ於テ協議ス。事項、  
現組合長藤木与平氏今回家庭事故有ルニ付組合ヘ從職  
〔辞職〕ヲ提出スルニ付從前通り受任致スル様決議ス。  
同日飯田与平氏専務理事ト致シ侍從御差迎出ル様打合  
セヲナシ會議ニ於テ組合役員農事組合組合長三名同行  
ナシ飯田氏ニ依頼ス、午後十時半解散ス。

十一月三日 組合會議午後三時集合、會議事項、今

回陸軍特別大演習ニ際シ畏キ辺リデハ特ニ産業教育社  
会事業ヲ御獎励ト敬神崇祖ノ有難キ思召カラ侍從御差  
遣相成ルニ光榮ノツニ我ガ北橘村モ有ル事ニ付、御  
使御覽品出品ニ閑シ種々打合ヲナス。下組出品小麦一  
升小豆一升栗五合蜂蜜四合ヲ同日出品割当ル天覽品。

十一月七日 本村侍從御差遣アラセレル、ニ付奉告  
祭執行ニ閑スル件、更生委員各種團体長合同會議ヲ行  
フ。奉告祭ヲ県社木曾神社ニ於テ午前八時執行スルコ  
トニ決定。御使奉送迎ニ閑スル件、高齢者ヘ記念品ヲ  
贈呈ノ件、児童給与品金五十七円六十錢、一組四錢ノ  
品物両校高齢者七十才以上二百名、一人当タリ二十五  
錢ノ湯呑ヲ贈呈、役場清祓祭式及銅像除幕式ニ閑スル  
件、右記経費ニ閑スル打合セ等ヲ決議致シ午前八時三  
十分ヨリ十二時迄ニ全部協議ヲ終リ退場ス。

十一月九日 県社木曾神社ニ於テ奉告祭ヲ行フ、午  
前八時開始致シ北橘村人出席ス。十一時ヨリ役場清祓  
式並ニ二宮尊徳銅像ノ除幕式ヲ行フ、全部組合長出席  
ス。十二時半解散ス。

十一月十日 橋学校ニ於テ午後一時ヨリ天皇陛下御

安泰ヲ執行致スニ付出席ス。同日肥料代金三十円九十

四錢ヲ支払フ、残金ハ二百五十七円五十六錢。

十一月十五日 天覧品格被式ヲ行フニ付副組合長出席ス。

十一月十七日 御使侍従御差遣アラセラレニ付午後一時ニ役場集合。二時二十五分御着二時五十五分御発ス、本村全員出席。

十一月二十四日 品評会及ビ敬老会ノ件ニ付役員会

議ヲ行フ。品評会期日十一月二十九日ニ行フ。役員ハ

前日午後三時ニ開場ヘ集合。出品物ハ二十九日午前七

時ニ持寄ス。義務出品物ハ大小麦各一升繩二房ノ三分

トス。外二五点ヲ出品スル事ニ決定ス。今井義雄氏新

加入スル。商品買入予定、一等品「十五点」二等品三十

五点三等六十点四等品八十点、一等賞品二十錢二等十

四錢三等八錢四等五錢位ノ物ヲ買フ事ニ決定ス。敬老

会ハ同日正午ニ招待スルコト、七十才以上今井とみ、

近藤むつ、登坂宗助、登坂えい、登坂えき、奈良ます、新加人者登坂光五郎、今井光次郎氏計八名、記念品ハ

從前ノ通り。最初招待者丈ケノコト莫子折ハ二十五錢ノコト、以上役員会ニテ決定スル。

十一月二十五日 品評会及敬老会買物ニ前橋ヘ出橋者今井敬三郎、今井定吉、今井金平ノ三名。

十一月二十八日 午後一時ヨリ役員全員出席品評会

会場ヲ作リニ出場ス。組合長農会事務所ヘ出頭シ更生旗ヲ借り天覧品ヲ受取りニ出品者ニ届ケル。渋川町品評会ニ組合代表小麦優等賞ノ賞品狩野延平氏ニ届ケル。

十一月二十九日 午前六時品評会会場ヘ全員出頭ス。

各位役割順ニ分担ニ仕事ヲナス。出品点数左ノ通り、

長大根三二点、人参一七点、馬鈴薯八点、丸大根二四

点、牛蒡六点、大麦二五点、白菜二〇点、甘諸八点、

小麦二五点、其ノ他三三〔点〕、里芋九点、繩三〇点。

会場盛会、審査員農会ヨリ柴崎技手、穀物支所ヨリ柴

崎大五郎氏二名ニテ午前十一時審査終リ。敬老会七十

才以上八名全客御出席下サル。組合員方ハ夕食終リ賞

品ヲ差上午後十時種子会議ヲ終リ退場ス。儀競技会ノ選手近藤鉄之助、登坂新作、奈良六次郎、奈良巖出場

スル事。

十一月三十日 隅退兵ノ御ムカヘニ組合員出ムカヘス。今井丑雄君板東橋ヘ来ル。同日ハ午前六時ヨリ産米検査ヲ行フニ付正副組合長出張ス。副組合長都合上組合ヨリハ代理ニ今井敬三郎氏ニ依頼ス。

十二月二日 第十七回農産物品評会開催ニ付儀装競

技会ヲ二回目二行ハル。選手近藤鉄之助、登坂新作、奈良巖、奈良長太郎氏四名出席ス。三等賞新作三〇分四等鉄之助二十七分ニテ外二名ハ等外ニテ盛大ナル競技会ガ行ハル。午後二時ヨリ賞品授与式ガ行ハル、総合品評会一等角谷戸農事組合、二等坂東農事組合、三等下組。

十二月五日 大麦共同販賣申込ミヲナス、二等四俵今井定吉氏、三等六俵今井敬三郎氏、三等六俵今井喜平次氏、三等五俵今井頓五郎氏、三等十七俵一等四俵ヲ申込スル。追加申込ミ四等品六俵近藤重平氏十二月七日。

十二月六日 組合長会議、大麦出荷ノ件、米代金払

込ノ件、馬鈴薯配布ノ件、総合品評会成績書提出ノ件、ホーレン草共同出荷ニ関スル件、組合内容調査ニ関ス

ル件、組合事業成績報告ニ関スル件、年始状共同印刷ニ関スル件、生産米入庫貸付金ノ件、年末塩鮭購入販〔壳〕ノ件、其ノ他數種採種甫種子配布ニ付水稻種子一升二十錢陸稻一升十八錢ノ割ニ決定ス、六時半解散ス。

十二月八日 組合役員会議ヲ行フ、品評会賞品ノ不足品ヲ配布ス。穀物統制販買、肥料購入金高、貯金更生統計貯金ヲ調べ村農会へ報告ス。十二月九日ニ発送ス（ハガキ年賀状百三十五枚）。

十二月九日 入営兵近藤正三君近衛歩兵第四連隊ヘ入営スル。組合員出席ス。組合長、今井保之氏二名ニテ御祝ノ呈ニ組合ノ規約ニヨリハガキニ拾枚ヲ贈呈ス。購買部長ハ同日産業組合ヨリ塩鮭一箱ヲ受取ニ行ク正味十三貫八百目。

十二月十三日 産米検査ノ助手ニ組合内ヨリ一名ニテ組合長出席ス。数量二〇尾正味五百目不足ニテ総計金拾五円十八錢。

十二月十日 （日付は原文のまま）大麦共販出荷數二七俵、二等四俵三等一七俵四等六俵、二等品一駄十

円三十錢三等品一駄十円十錢四等品一駄九円八十錢。

十二月十八日 大小麦及玄米共同販賣申込ミヲス。

丙丸六俵等外一俵計七俵玄米ノ申込ミヲス、出荷者近藤重平氏。

十二月十九日 総合品評會賞品不足品ヲ受取りニ午後三時役場へ出頭致シ総合出品点九割入賞ス。賞品ヲ配布ス。午後六時組合長會議ニ出席ス、會議事項左ノ通り。麦玄米共同販買ニ出荷日ヲ決定ス。成兔共同販買ノ件、ホーレン草共販ノ件、我ガ家ノ經營計劃書配布ニ付農会ヨリ指導下被ル日ヲ定メ、下組合ニテハ正月七日ト定ム。農事組合内容調査ニ関シ一月十五日限り報告ノコト。

十二月二十日 玄米共同販売丙米六俵格外一俵計七

俵ヲ共販出荷ス。火防巡親〔視〕結果全部良好ナリ。

十二月二十一日 正副組合長二名ニテ県郡村ノ組合指導ノ技師殿二年賀郵便ヲ発送ス、並ニ出兵士ヘモ。

十二月二十五日 産業組〔合〕ヘ洋品類ヲ御返シ右ノ売上代金五円七十三錢計七品分。同日農家經營簿ヲ配布致サンニ付記帳者ニ分配ス。玄米共販代金計七

俵分七十円五十五錢ヲ受取り出荷者ヘ販売部長ヨリ渡ス。

十二月二十七日 組合教化部長戸部氏宅へ天氣予報ノ御世話ニ成リ手富貴一反上等品ヲ贈呈、正副二名御礼ニ行ク。農会ヨリ玄米共販大至急通知之有リ付組合内ヘ通知ヲス

### 一九三五年

一月五日 午前八時ヨリ組合内容調査ヲ行フ。役員全員出席。午後十時調査ヲ完了シ解散ス。

一月七日 組合春季總会。午前八時三十分集合。左ノ通り春季總会挙行。村長殿、技術員殿ノ御臨場ヲ賜ル、感謝ノ至リナリ。春季總会次第一、一同着席

二、開会ノ辞 三、宮城大廟遙拝 四、勅語奉読 五、國歌合唱 六、組合長挨拶 七、來賓祝辭 八、閉会ノ辞、茶話会、以上。本日今井義雄氏、根井金次郎氏加入セラル。役員中購買係長、販賣係長其ノ他改選アリタルモ從前通りトナル。

一月九日 揭示板ノ改善ヲ行ウ。大工村内閑口清松

氏ニ依頼スル。賃銀一日金一円也。正副組合長今井兼重氏手伝ウ。

一月十三日 組合長協議会午後一時集合。農事実行

組合指導ニ閲スル件、当組合ハ一月十八日決定ス。成

兔共同販売ニ閲スル件、郡農会主催農事講習会開催ノ

件、麦追肥共同購入ニ閲スル件、一石二円五十錢見當。

桑肥石灰窒素共同購入ニ閲スル件、一袋一円七十錢位。

大小麦玄米ホーレン草出荷ニ閲スル件、農家準備品評

会審査ニ閲スル件、農事組合帳簿巡視ニ閲スル件、等

種々打合セヲナシ午後五時半解散ス。

一月十六日 村長殿ヨリ御使御差遣アリタル際展覽

品ノ感謝状ヲ賜りタルニ付額ブチヲ共同ニテ作製ス。

一月十八日 主婦会総会開催、午前八時三十分集合。

出席者全員。来賓臨場者、県更生課主任技師永井技師

殿、校長先生、柴崎技術員、明峯玄海師等各位ヨリ有

益ナル講話アリ。午後一時三十分ニ至ルマデ熱心ニ拝

聴ス。組合ヨリ主婦ノ方々ニ各戸兎一頭飼育及南瓜ノ

栽培ヲ御願ヒスル。了リ解散ス。

一月二十四日 校長先生、原先生ニ産業組合ノ株券

ヲ持チテ戴ク様組合長今井喜平次ニテオ願イシ登坂宗助氏分ヲ融通ス。一株五円也。

一月二十七日 中央報徳会ヨリ講師村田宗一郎氏橘

校ニ至リ二宮翁報徳会ノオ話アリ。組合ヨリ多数出席。

一月二十六日 〔日付は原文のまま〕 小麦共同販

売ニ付当組合ヨリ計六十三俵ヲ出荷ス。三等価格工場

入十三円十五錢。一等一俵、二等十俵、三等五十一俵、

四等一俵、計六十三俵総金額四百四円四十八錢。

一月三十一日 産業組合総会ニ出席ス。当組合ヨリ

多數出席。原案提出通り決定ス。但シ組合長報酬ノ件

八年未余裕金ニヨリ役員会ニ於テ之ヲ決定スルコト。

二月一日 当組合役員会議開催ス。會議事項、桑水

陸稻配合肥料共同購入ニ閲スル打合セ。産業組合ヨリ

配合例ヲ發布後決議スルコト。準備品評会審査打合セ

ヲナス。一月行事ヲ二月十一日紀元節二行フコト、午

前八時集合ノコト、役員分担ニテ審査ヲ行フコト。

二月八日 肥料共同購入ニハ購買部長副組合長前橋

紅雲町阿部肥料店へ契約二行ク。桑水陸稻肥等計三百九十五石ヲ契約ス。価格共同購入明細簿記入ノ通り。

二月九日 組合長會議産業組合事務所ニ於テ開催、

午後一時ヨリ肥料共同購入ニ関スル件、農産物種子共

同購入ノ件、肥料価格左ノ通り、硫安十貫元価三・四

二、共同購入三・五三、個人三・五五、過磷酸元価一・

四〇、共同一・四八、個人一・五〇、加里五・〇〇、

石灰窒素一・六八、共同一・七一、石灰三〇、共同三

八。

二月十四日 更生記念日午前六時三十分組合員全員出席、更生旗ヲ持シテ橘校ニ至ル。更生共進会賞状授与ノ際当組合ニ於テハ不幸ニシテ九番目ノ成績ナルヲ最終ニ讃マレタルヲ組合員一同不満ニ思ヒ当日ハ解散ス。

二月十五日 昨日ノ不満ナリシ件ノ為メ組合内役員

會議ヲ開催シ善後策ヲ協議ス。本日役場ヨリ助役殿、柴崎、石田三氏当組合ヲ訪レ昨日成績順位不同〔不動〕

ニテ誠ニ申シ訛之無キ儀ヲ謝ス。組合長即答ニモ行力

ズ役員會議ノ結果返答スル旨ニ決ス。役員會議ノ結果

順位不同〔不動〕ナリシ事ヲ村中二伝ヘ尚當組合ノ為

メ一層ノ御指導ヲ下サル様柴崎技術員ト応答ス。柴崎

技術員モ失礼ノ処是非其御寛容下サル様トノコトニテ解散ス。

二月十七日 午前十時柴崎技手ニ依頼セシ成績順位訂正ノ通知來ル。組合員各位へ通達ス。

二月二十五日 共同購入単肥料前橋阿部肥料店ヨリ桑肥料硫安三二呂、過磷酸一七呂、加里八呂、麦追肥四呂、大豆粕五呂ヲ各申込者ニ配布ス。

二月二十六日 土入器ヲ産業組合ヨリ購入、代金二円ヲ支払フ。五丁分。同日村農会ヘ農家經營簿八部一円二八錢、我ガ家計画二九部代金五十八錢、計一円六十八〔八十六〕錢ヲ野村書記ニ支払フ。

二月二十八日 石灰共同購入シタルモノヲ一〇〇俵ヲ送付サレ申込者ニ配布ス。

三月五日 種子物共同購入代金七円七十三錢ヲ野村書記ニ支払フ。

三月六日 産業組合申込ノ桑肥料麦追肥ヲ配給サル。過磷酸一八呂、硫安一六呂、加里一呂。

三月九日 産業組合組合長ノ送迎会橘校ニ於テ開催、當組合ヨリ八名出席ス。旧組合長藤木與平氏、新組合

長飯田與兵衛氏。

三月十二日 農事組合長會議午後一時開会、種々ナル事項打合セ午後四時半解散ス

三月十三日 組合役員會議開催。農家經營簿記帳者

中ヨリ支部長選定ノ件、登坂武雄氏ト決定ス。産婆特約ノ件、古巻村半田並木はなヲ特約ス。生産方面ニテハ葱ノ共同販売ヲ行フコトニ決シ明治村へ五名視察二行クコトニ決ス。

三月十八日 組合事業成績決算書ヲ県郡村農会へ提出スルニ付正副組合長午後一時ヨリ行フ。

三月十九日 内容調査ヲ今井敬三郎氏ニ依頼シ決算内容調査ヲ本村農会へ提出ス。

斤申込者ニ配布ス。

三月二十一日 産業組合ヨリ粉炭ヲ配給、一一〇〇

全員出席スル。

四月三日 午後一時ヨリ集合、剣舞予習ヲ行フタメ

三月二十一日 県農事試験場ヘ水陸稻栽培並ニ蔬菜研究会ヘ副組合長外五名出席ス。同日葱共販ニ付群馬郡古巻村八木原加納三平氏宅ヘ組合役員五名ニテ行ク。

柳井村緬羊飼育ノ状況等ヲ視察シ帰村。

三月二十七日 正副組合長農事視察ニテ埼玉県立川

養豚場玉川温室村其ノ他各所ヲ見学シ午後十時帰宅ス。同日ハ雑穀検査ヲ今井喜平次氏立合ニテ二十七俵(大小麦)受検ス。上箱田森田武次氏火災見舞金五十錢ヲ柴崎氏ニ依頼ス。

三月三十日 北橘産業組合連盟結成式ヲ挙行スルニ付余興トシテ各支部ヨリ一芸出演スルニ付当支部ヨリハ剣舞ヲ演出スルコトニ決ス。今井敬三郎氏宅ニテ原先生指導ノ下ニ各位出席予習スルコトニ決ス。

三月三十一日 葱種子共同購入ス、赤昇根深三合三勺ヲ購入スル代金三円六十八銭ヲ支払フ。生産シタルモノハ一貫目五錢ニテ渋川青木青物店ヘ全部出荷スルコト。

四月四日 北橘青年聯盟結成式ニ附シテ各組支部ヨリノ余興出演多數アリ。盛況午後五時解散ス。

四月十一日 当組合主婦会主催第一回ノ事業トシテ栄養改善講習会開催、県衛生課ヨリ坂本正美技手殿出頭講話並ニ実地指導ナシ下サレ午後六時迄有意義ナル

講習ナリ。同日役場ニ於テ農事組合長會議アリ、出席ス。産業組合購買販売品、品評会等ノ打合セアリ。

四月十七日 県郡村農会へ昭和十年度奨励金交付申請書ヲ作製、今井兼重氏正副組合長三名ニテ午後一時ヨリ記入シ同時ニ準備品評会ノ全部ノ成績ヲ記入報告ス。

四月十九日 里芋種子用十五貫入レ一俵横野村農会ヘ出荷ス。今井伴吉氏ヨリ出荷、渋川合同送運〔運送〕店ヨリ送ル、一貫当三十錢。

四月二十二日 組合員全員出席、塩水選ヲ行フ。種子數量總計四石四斗九升（水稻ウルチ二石七斗三升）

（水襦二斗四升）計二石九斗七升、陸稻一石五斗二升内（梗一石三斗三升）（襦一斗九升）ヲ行フ。同日費用二ガリ一罐一斗入金八十五錢也外ニ塩代金三拾錢也、計金一円三十錢。右ノ費用一斗ニ付キ金參錢ノ割ニ取立テル。其ノ計一円三十八錢五厘ヲ満州出兵兵ニ慰問スルコトニ満場一致ニテ決ス。

五月三日 総合品評会審査打合セヨ午前五時農会へ出席ス。大麦、小麦、甘藷苗床ニ付キ真壁東組ノモノヲ審査ス。同日先日出荷シタル里芋ノ代金三円也ヲ今

井善兵衛氏、當組合ヨリ十二名出席ス。

四月二十四日 近衛師団長朝香宮殿下本村関東水電株式会社ヘ御成遊バサル、ニ付組合長代表二テ奉送迎ス。

四月二十六日 農事組合長協議会午後一時ヨリ事務所ニ於テ行フ。根井弥氏葬儀ニ付半種々打合セヲ行フ。

四月二十七日 根井弥氏ノ葬儀ニ参列ス、午後一時出棺時間勧行、県郡他町村ヨリ会葬者多數アリ。満州出兵兵ニ対シ慰問品トシテ二百目入りキヤラメル一個代金四十錢ニテ購入ス。

四月二十八日 滿州出兵兵近藤正三君へ慰問品ヲ発送ス、二百七十匁料金四十九錢也。大小麦共同販売申込ヲナス、大麦三等十俵、小麦二等十九俵、三等四俵、四等二俵ヲ出荷申込ヲナシ五月二日ニ出荷予定。大麦一駄三等品八円五錢、小麦三等品一駄十三円二十五錢ノ割ニテ競争入札サル。

四月二十三日 新旧農会長送迎会午後一時ヨリ橘校二於テ開催セラル。旧農会長小林清三氏、新農会長今

井伴吉氏ニ支払フ。新潟県ヨリ視察ニ技術員來リ種々ナル事項ヲ視察ス、南魚沼郡伊末ヶ崎村農会塩崎勇氏來組ス。

五月十八日 総合品評会立毛審査ヲ行フ、午後一時事務所ヘ組合役員全部出席、柴崎技手出張ス。大小麦立毛及甘諸苗床ノ審査ヲ行フ、代表者左ノ通り。大麦水昌高橋康平、小麦埼玉二七号登坂武雄、甘諸苗床同点二点アルニ付（今井兼重、今井定吉）選考ノ結果今井兼重氏ノ苗床ヲ代表トス、午後七時終了ス。

五月十九日 代表甘諸苗床手入レヲ行フ、出席者今井敬三郎、今井兼重、今井金平、今井宗一郎。

五月二十日 村内橘校区域ノ代表審査ヲ行フ、組合ヨリ農会代議員今井兼重氏、審査長出席ス。本会ヨリ柴崎氏、島村氏出席、午後六時上南室ニテ解散ス。

五月十九日 「日付は原文のまま」産業組合ニ於テ肥料其他種々打チ合セアリ。午後六時集合開会、肥料代金支払ノ件ニ就テハ返済期日ハ七月二十五日トス。同日噴霧器一台購入申込ム。

五月二十五日 桑切後肥共同購入ノ件ニ付購買部長

前橋ヘ行キ交渉ス、硫安三円九十錢、過磷酸一円五十錢、加里四円。

五月二十六日 郡農会ヨリ採種圃審査ニ手島技手殿出張ス、小麦農林一号、新田早生七号、関取田二号ヲ見ル。今井敬三郎氏、正副組合長立会、午後四時半解散ス。同日甘諸苗八千八百本ヲ柴崎氏ニ依頼購入ス。

六月十日 組合肥料配合ヲ行フ、当日五名出張立会フ。水稻、桑肥ヲ自動車ニ五台運ブ。当組合ニテ甘諸苗ヲ県試験場ヨリ配布サレ組合長出席ス、一千本配給セラル。

六月十五日 水稻苗代審査打合セヲ午後二時ヨリ役場ニ於テ行フニ付近藤鉄之助氏ニ依頼シ出席ヲ乞フ。當組合ノ審査日ハ二十日ト決定、午後一時ヨリ行ウコト。噴霧器及ビ薬品ヲ購入ス。

六月十八日 組合長會議、柏川村雹害地ヘ見舞ノ件打合セヲナス。

六月二十日 総合品評会水稻苗代審査ヲ行フ、午後一時役員集合、同日ハ橘校ヨリ島村先生審査ニ出張サル、午後五時解散ス。役員全員出席、代表八十四点今

井金平氏ニ決ス。

七月五日 〔日付は原文のまま〕 大小麦ノ検査ヲ行

フ、計小麦三十五俵、大麦八十俵ヲ行フ。

六月二十一日 雷害地ヘ組合ヨリ野菜、蔬菜苗ナド  
多數見舞品ヲ送ル。

七月三日 組合長会議開催、小麦販売ノ件ニ付種々  
協議ス。小麦一駄当リ仮渡金即売者へ拾円也借〔貸〕  
ス事。貯蔵金八円、大麦一駄当リ金六円貸スコト。

七月九日 農会産業組合役員合同会議、小麦共同販  
売、当組合ヨリ多數販売致ス様打合セヲナス。

七月十一日 小麦統制販売座談会ヲ午後二時学校ニ  
於テ行フ、全販聯ヨリ販売係出張講話ヲナス。同日小  
麦仮渡金二百三十一円ヲ借り小麦計五十一俵、大麦一  
俵ノ代金ヲ借り各出荷者へ分配ス。

七月十二日 小麦一駄即売ニテ十円ノ仮渡金ヲ借り

配給ス。

七月十五日 組合内九年度麦元肥二百五十七円五十

四錢ヲ支払フ。同日組合内国旗掲揚場ヘ役員集合、柱

二防腐材一升ヲ染ル。外ニシロ繩十六間ヲ購入ス、残

繩払下ヲ行フ、金三十錢也登坂長十郎氏外二名。

七月十四日 〔日付は原文のまま〕 視察者愛知県南  
設楽郡海老町大字海老丁塚金澤英男氏來組サレ組合内  
容ヲ視察セラル。

七月十七日 下箱田全部大小麦ノ検査ヲ行フ、組合  
ヨリ正副組合長出席、大小麦受検数量七百六十六俵。

七月二十二日 小麦共同販売申込数量五十三俵出荷、  
但シ三俵ハ後廻シ。大小麦貯蔵即売仮渡金二百三十一  
円ヲ組合ヨリ貸り〔借り〕出荷者へ配給ス（小麦一駄  
八円即売十円、大麦一円）。

七月二十一日 〔日付は原文のまま〕 即売小麦申込  
数量一等二俵、三等八俵、四等七俵、未検査物二十五  
俵ヲ申込ム。

七月二十六日 組合長会議午後五時ヨリ開催セラル、  
小麦販売統制、馬鈴薯出荷、稻病予防等種々協議アリ。

七月二十七日 小麦共販即売申込ミ、貯蔵麥更申込  
ミ、仮渡金六十五円ヲ組合ヨリ借り出荷者へ分配ス。

七月二十二日 〔日付は原文のまま〕 生石灰一罐ヲ  
柴崎技手宅ヨリ持参ス、代金六十五錢。

八月三日 小麦共販出荷、第二回即売ヲ行フ、二等二俵三等二十四俵四等十二俵格外四俵計四十二俵出荷ス。

八月一日 「日付は原文のまま」午前八時ヨリ真壁萩原武氏宅ニ於テ馬鈴薯受検ニ付キ県郡指導係出張、種々打合セヲナス、十二時解散ス。

八月五日 八崎舟戸大雷雨ノ為メ被害ノ見舞ニ付キ本村内ノ役員出席、協議ヲ行フ、村会、農会総代、区長、農事組合長等。一、現金ニスルコト、二、一戸金十錢ニ決定、三、募集金ハ区長ニ依頼ス、四、見舞金分配ハ村長、八崎区長ニ依頼ス、但シ船戸区ハ見舞ヲ省クコトニ決定ス。

八月六日 馬鈴薯受検並共ニ同出荷ノ件ニ付キ柴崎技手出張シ、出荷者ニ種々指導ス、出荷予定十八俵ノコト。

八月八日 馬鈴薯小麦大麦受検ヲ行フ、組合長出席

ス、数量大麦一二四俵小麦一〇六俵馬鈴薯十五俵。

八月三日 「日付は原文のまま」小麦共販出荷、二等二俵三等二十四俵四等十二俵格外四俵計四十二俵。

八月九日 小麦共販申込ヲナス、手取十三円五十錢以上ノ貯蔵品十五俵、外ニ工場入十四円ノ申込三等三十俵、四等十二俵、計四十二俵。

八月十日 第一回申込ノ小麦出荷ス、四等三俵。

八月十八日 組合長會議午後五時ヨリ産業組合ニ於テ開催セラル。協議事項、馬鈴薯出荷代金支払ノ件、

水稻イモチ病予防ニ関スル件、下組ノ指導員ハ登坂新作氏、奈良巖氏二名選定ス。和牛肥育ニ関スル件、青年学校父兄母姉会開催ノ件、小麦共同販売ニ関スル件、桑追肥、硫安麦肥料申込ミニ関スル件、麦肥料申込ハ九月一日限リトス。肥料購買貯金ニ関スル件（配合例大豆粕二貫、硫安三貫、硫酸一貫、過磷酸四貫計一貫）、肥料購買貯金ノ件、百円ニ付金一円貯金トスルコト。

八月二十四日 小麦第三回出荷精算ヲ行フ、計金参考百七十円九十錢ヲ各出荷者ヘ配分ス。青年学校父兄母姉会ヘ出席ス。

九月二日 勢多会館ニ於テ郡内ノ農会役員出席種々ナル協議ヲ行フ、北橘村ヨリ二十名出席ス。

九月十三日 大小麦申込ミヲス、大麦十八俵、小麦

一俵。

九月十四日 大麦共同販売出荷ヲ行フ、三等二十俵、四等七俵、外二小麦十六俵ヲ手取り十五円ニテ申込ミヲナス。

九月二十二日 木曾神社ニ於テ選舉瀟正祈願祭ヲ行フ。同日ハ産業組合ニ於テ協議会ヲ行フ。會議事項、産業組合新株募集ヲ行フニ付キ八崎方面へ出帳所ヲ設置ニ付キ一五〇株ヲ募集スルコトニテ各農事組合へ農会産業組合ヨリ出張致シ打チ合セヲ行フコト。

十月三日 組合長會議午後一時ヨリ農会事務所ニ於テ開催、麦奴予防実施ニ付キ日割決定ノ件、水陸稻、堆肥甘藷坪刈審査日決定ノ件、十月二十日陸稻堆肥代表審査ヲ行フコト。

十月四日 小麦受検ヲ行フ、四等二俵登坂新作氏。

十月十日 当組合麦奴予防ヲ行フ、午前六時集合薬品三升ヲ使用ス。大麦二石二斗二升、小麦四石二斗一升、計六石四斗一升ヲ行フ。同日陸稻ノ坪刈リヲ行フ、最高重量五百六十六匁代表今井敬三郎氏。故登坂伍長殿二葬儀ノ際贈呈スペキ物二付キ協議ノ結果一人当十

錢位宛出シ約三円位ノ品物ヲ購入シ贈呈スルコトニ決定ス。

十月十五日 午前九時ヨリ組合長會議開催セラル。協議事項左ノ通り、馬鈴薯種子共同購入ノモノ配布ニ関スル件、三十日以後ハ一俵十錢高。大小麦原種配布ノ件、当組合小麦ダルマ三升、農林五号二升、大麦半芒五合ヲ採種圃ニ播種スルコトニ決定ス。視察ニ関シテハ麦播キ後ニ行フコトニ決ス。

十月十七日 麦元肥配合ニ前橋市紅雲町阿部肥料店ヘ八名出席ス。一号配合二百六十四呑一呑代金二円六十三錢、二号六十五呑一呑二円八十錢、計三百三十九呑ヲ配給ス。

十月十八日 堆肥総合品評会ヲ午後一時ヨリ行フ、島村先生出張ス、役員五名出席。同日陸稻坪刈リヲ行フ、今井敬三郎氏代表重量五百四十匁、堆肥代表今井金平九十六点、反当四百七十貫重量三七四貫。

十月二十一日 水稻甘藷坪刈リヲ行フ、第二班ノ者全員出席。午後四時了リ代表甘藷二貫二百三十匁近藤鉄之助氏、水稻代表登坂光五郎氏ニ決定ス。当日組合

ヨリ故登坂伍長殿ニ花瓶ヲ贈呈ス、代金三円五十銭也。

十月二十日 来村農会ニテ三班ニ分レ陸稻及堆肥ノ審査ヲ行フ、第一班ハ三箱田ヲ行フ。陸稻坪刈リニ農会代議員今井兼重氏出席。堆肥ハ一班ヨリ石田甲氏、今井金平出席、午後五時ニ解散ス。成績概シテ良好ナリ。

十月二十二日 小麦共同販売出荷ヲナス、計十六俵、二等二俵、三等十俵、四等四俵、産業組合へ出荷ス。代金前ニ支払ヒ済。

十月二十五日 水稻甘藷坪刈リ第一班ニテ行フ、当組合代表出品者水稻登坂光五郎氏六百七十匁、甘藷近藤鉄之助氏二百六六十匁、同日出席者農会代議員今井兼重氏、審査長今井金平。同日水陸稻坪刈リノ初ノ調整ヲ行フ、正副組合長外ニ役員全員出席、陸稻最高四百八十匁、水稻最高五百三十匁。

十月二十六日 故陸軍歩兵伍長登坂品造氏ノ村葬ニテ組合員ハ午前六時三十分ヨリ全員出席、会葬ス。

十一月七日 組合長會議ヲ産業組合ニ於テ行フ、午後六時ヨリ。協議事項、本村更生展覧会開催二付キ各

種団体種々ナル調査ヲナスコト、農事組合ニテハ養蚕実態調査並ニ大小麦受検数作付ケ面積等調査スルコト。

十一月十七日 農事組合役員会會議開催、午後七時開催全員出席。品評会開催ノ件ニ付キ協議ス。期日、受賞者、賞品等ノ件ニ就キ協議ス。俵編ミ競技会選手選定ノ件ハ近藤鉄之助氏、登坂新作氏、奈良巖氏ニ決定ス、賞品ハ一等二十銭、二等十五銭、三等十銭、四等五銭位ト決定ス。

十一月十九日 品評会賞品購入ノ為メ今井兼重氏、今井保之氏、高橋康平氏ノ三氏出橋御苦勞下サル。

十一月二十一日 北毛四郡農産物共進会浜川町ニ於テ開催、当組合ヨリ七点出品、小麦四点、栗一点、小豆一点、甘藷一点ヲ出品ス、入賞五点ナリ。

十一月二十八日 当組合主催農産物品評会明日開催セラル、二付キ全員会場ニ集合、俵編ミ競技会ヲ行フ。出場者十四名、近藤鉄之助氏一等トナル、三十九分。他ノ方々ハ種々準備ヲナシ会場整理ヲ行フ。

十一月二十九日 農産物品評会開催セラル、午後六時ヨリ受付ヲ開始ス、午前七時三十分出品受付ヲ了シ

陳列セラル、午前八時ヨリ柴崎技術員臨場審査施行セ

ラル、午前十一時終了ス。同日敬老会開催、老人ノ方々

ノ記念撮影ヲ行フ。出品物午後四時売却ヲ了シ午後五

時ヨリ組合事務所ニ於テ賞品授与式挙行セラル、十時

閉式解散ス。

十二月一日 北橘村農会主催農産物品評会北校ニ於

テ開催セラル。同日俵編ミニ競技会開催セラレ當組合ヨ

リ近藤鉄之助氏出場セラル。同日北校ニ於テ組合長会

議開催セラル

十二月二日 北橘産業組合総会午後一時ヨリ橘校ニ

於テ開催セラル。協議事項、八崎方面ニ産業組合従事

務所設置ニ関スル件。

十二月三日 北橘村主催ニテ各農事組合長視察ヲ行

フ、二泊三日水郷巡り熱海方面二行ク、五日帰郷ス。

十二月八日 組合長会議開催、午後六時ヨリ渋川品

評会賞品分配其ノ他ノ件ニ就キ協議ス。

十二月九日 北橘産業組合ヨリ二日初売リ二付福引

券ヲ配布セラル。

## 一九三六年

一月元日 組合員一同木曾神社ニ於テ拝賀式ニ参列ス。

一月四日 農事実行組合内容調査打合セヲナスニ付

各組〔合〕ヨリ役場ニ行、種々ナル打合セヲス、午前

十一時半解散ス。

一月五日 当組合ニ於テ組合内容調査ヲ行フ、同日出席者今井敬三郎氏兼重氏喜平次氏保三氏宗一郎氏康平

氏定吉計八名出席ス、調査ノ終リハ午後九時迄デ。昨

年度ヨリ成績ハ良好ナリ人口一当リ二十一錢五厘ノ割

合。

一月十二日 組合長会議ニ出席ス、同日ハ農会産業

組合合同会議ニテ種々ナル協議ヲ致ス。麦送肥並ニ養

蚕用木炭粉炭購入ニ付打合セヲス、他ハ今回更生展覧

会開催ニ付種々打合セヲス、午後一時会議閉会ス。

一月十三日 組合内容調査ノ件ニ付今井敬三郎氏ニ

依頼致シ記入致シ同日農会へ報告ス。

一月十三日 小麦共同販売申込ミノ結果左ノ通り、

二等三儀、三等五儀、四等四儀、外十二儀。

一月二十一日 午前八時ヨリ組合事務所ニ於テ春季  
総会開会。助役殿、校長先生、柴崎技術員列席ノモト  
ニ左ノ如ク式ノ次第ヲ行フ。

一、開会ノ辞

一、宮城大廟遙拝

一、勅語奉読

一、国歌合唱

一、組合長挨拶

一、来賓祝辞助役、校長、柴崎技術員

一、閉会ノ辞

茶話会 以上

組合長交代ヲ申シ出テ交代スルコトヲ決シ役員選挙ヲ  
行フ、結果左ノ如シ。

組合長今井宗一郎、副組合長今井喜平次、今井喜平

次氏ノ販売部長交代、今井兼重氏トナル。評議員改選  
ノ結果左ノ諸氏ト決定、今井保之、近藤鉄之助、奈良  
卯之助、奈良巖、高橋康平。前組合長今井金平氏ハ顧  
問トシテ御指導下サルコト。尙前組合長殿ヨリ教育勅

語一軸箱及フクサノ布等ノ寄贈アリ、感謝ノ至リナリ。

今井敬三郎殿ヨリテープル掛けノ寄贈アリ、感謝ニ耐  
エズ。尚此ノ際前組合長殿ニ記念品贈呈ノコトヲ決ス、  
前例ニヨリ記念品ヲ購入シテ贈ルコトニ決ス。尚今井  
兼重氏ヨリ役員等ニテ組合ノ為メ功勞アリタル人ニ対  
シテハ組合長ニアラズトモ相当ノ記念品ヲ贈呈スルノ  
可否ノ件ニ就テ申シ出デアリ。組合長ニアラズトモ役

員トシテ多年勤続或ハ功勞ノ多キ者ニハ記念品贈呈ノ  
コトヲ決ス、以上ニテ協議ヲ了リ午後一時半解散ス。  
一月二十一日 組合事務所ニ於テ午後三時ヨリ事務  
引継ヲ行フ。立合者前組合長今井金平氏、組合長今井  
宗一郎、副組合長今井喜平次氏ノ三名、午後四時三十  
分終了ス。

組合長今井宗一郎、副組合長今井喜平次、今井喜平  
組合長三名ニテ前橋ヘ前組合長殿へ贈呈スル記念品購  
入ノ為メ行ク。金七円三十銭也ニテ立川町ハス銅鐵店  
ニテ尺六寸ノ火鉢一個ヲ購入シ、ソレヨリ紅雲町阿部  
肥料店二行キ肥料市価ヲ聞キテ帰ル。

一月二十五日 正副組合長ニテ前組合長殿へ記念品

ヲ贈呈シ来ル。

一月二十六日 桂昌寺ニ於テ村塾ノ開会式午前九時三十分ヨリ挙行セラル。組合長出席、塾生登坂武雄氏ハ消防公務ノ為メ本日ハ欠席。

一月二十七日 農事実行組合法人登記ノ件ニテ前組合長今井金平氏、正副組合長前橋二行キ代表者青木長十郎氏ニ書類作製ヲ依頼シ登記ヲ了シテ帰ル。

二月七日 午後一時ヨリ産業組合事務所ニ於テ農事

實行組合長會議開催セラル。本日ハ組合帳簿及貯金通帳等ヲ持參ス。會議事項左ノ通り、一、農事組合長表彰二閔スル件（二ヶ年以上勤続者表彰、今井兼重氏、今井金平氏）、二、農産物共同販売肥料共同購入二閔スル更生展覽会採点ニ就テ（産業組合ノ手ヲ経ザルハ半額ノコト）、三、農事組合区域内戸数ニ閔スル件、船戸、阪東、下箱田下組ハ別扱ノコト。当組ニテハ五十戸ト報告シアル處十五戸ヲ減ジ三十五戸トナス、其ノ為メ産業組合加入成績ヨリ二名減ノコト。四、更生展覽会ニ閔スル件、農事組合事業成績当ヲ十日迄二役場へ報告ノコト。各組合ニ於テ最低一点以上出品ノコ

ト、個人成績ニテモ可。五、更生簿、勤労表提出ニ閔スル件、昭和十年度更生簿ノ完結シタルモノ及勤労表ノ記入セルモノヲ出品スルコト。六、産青聯余閔ニ閔スル件、四月四日北橘ニ於テ開催ノコト、各組合ヨリ一芸以上、三月十五日限り申込ムコト。七、準備品評会審査ニ閔スル件、十二月分ハ各組合ニテ行フコト、三月分ノ俵ハ検査員出張ノコト。會議アリ帳簿ノ調査ヲ了シ午後五時解散トナル。

二月八日 午後後七時ヨリ當組合役員会開催、昨日ノ協議事項ヲ報告シ準備品評会審査日割ニ就テハ一月分ヲ二月十一日午前八時ヨリ、二月分ヲ三月十二日午前七時ヨリト定メ二班ニ分レ行フコトニ決ス。三月分ノ際ハ又定メルコト。更生記念日ノ際ハ万障差繰リ組合全員出席スルコト。栄養改善講習會並ニ主婦會ノ日取ハ十五日或ハ十六日ノコト、午前八時ヨリ全員出席ノコト。以上協議ヲ了シ午後十一時解散ス。

二月十日 組合帳簿及地図、総合品評会成績等ヲ副組合長ニ依頼シ役場ニ届ケル。

二月十一日 午前八時組合事務所集合ニテ準備品評

会一月分ノ審査ヲ行フ、当日出席者正副組合長、近藤

鉄之助氏、登坂武雄氏、奈良巖氏ナリ、午後一時審査ヲ終了ス。本日今井定吉氏ニハ肥料交渉ノ為メ前橋市阿部肥料店ヘ行ク。

二月十四日 経済更生成功祈願祭並ニ更生聯盟共進豪賞授与式、橋北校ニ於テ午前九時三十分ヨリ開催セラル筈ニ付キ午前八時玉泉院前集合ニテ組合員全員出席ス。午前中ニ祈願祭並ニ豪賞授与式ヲ了シ午後成田

大蔵氏ノ講演会アリ。尚北校ニ更生展覧会アリ、当組合ヨリ出品ノ諸帳簿等モ陳列セラル。当組合ノ共進会成績ハ第六位、二等賞ニテ賞状並ニ金一封（三円也）賞与セラル。講演会ヲ了シ夕刻帰宅ス。

二月十六日 石灰配給 石灰當組合注文ノ分八十五表也、本日産業組合ヨリ配給セラル（一俵代金四十二錢）、尚粉炭ハ明日八木原駅迄引キ取りニ呑持參ニテ購入者自身行ク予定ナリ。

二月二十四日 阿部肥料店ヨリ購買部長宅ニ肥料交渉ノ為メ来ル。役員立会ノ上本年度麦追肥、桑芽出肥、水陸稻肥料等価値メヲ行フ、硫安四円六十錢、過磷酸

一円六十二錢ナリ。

二月二十五日 郵便物集配人当区域担当者堀池正市氏業務ニ勤勉、親切、丁寧、迅速ナルヲ以テ表彰方ヲ依頼スベク渋川郵便局ニ行ク。顧問今井金平氏、組合長、局長代理ト面会シ様式ヲ尋ネタルトコロ感謝状ヲ戴ケレバ結構デアルトノコトニテ然ルベク手配スルコトニシ帰ル。本日玉泉院ニ高野説三氏の講演会アリ、組合員聴講ス。

二月二十七日 堆積地盤獎励金交付申請書ヲ知事宛提出ス。

三月二日 小麦共同出荷ヲ行フ、一月中申込ノモノ、今井善兵衛氏分九俵、今井敬三郎氏分一俵ナリ。

三月三日 兼ネテ今井善一郎氏ニ依頼シ堀池正市氏二贈呈スベキ感謝状作製シテ戴キタルニヨリ本日顧問今井金平氏ヲ依頼シ渋川郵便局ニ至リ局長殿ニ面会シ感謝状贈呈ノコトヲ依頼シ来ル。

三月十二日 午前八時ヨリ準備品評会一月分繩、草履ノ審査ヲ行フ、審査出席者今井敬三郎、今井金平、今井兼重、今井保三、高橋康平、今井宗一郎以上六名

ナリ、午前中ニ終了ス。

午後一時了り解散ス。

三月六日 〔日付は原文のまま〕組合長会議午後一時ヨリ役場ニ於テ開催セラル、組合長出席、午後四時終了帰ル。

三月十五日 麦追肥、桑肥配合ノ為メ正副組合長、購買部長出席、前橋阿部肥料店約百俵ナリ。東京方面旅行ノ件ニ就キ打チ合セヲナシ帰ル。

三月十六日 夕刻中央農事実行組合ヨリ高橋傳三郎、飯田繁市郎両氏來リ区ノポンプノ問題複雑化シタル為メ農事組合ニテ仲裁ニ出デントスルガ下組ニテモ参加スル様誘レタルニ就キ役員会ヲ開キ協議ス。協議ノ結果明朝午前七時ヨリ総会ヲ開キ決議スルコトニ決シ解散ス。

三月十八日 午後七時ヨリ第十四部員ト農事組合代表ト会シ、農事組合ノ委員ヨリポンプノ件ニ就キ何分ノ譲歩ヲ願ヒ度キ旨申シ入レタルモ譲歩成ラズ、其ノ旨ヲ区長ノ所へ報告シ伍長会議ノ結果明日総会ヲ開キ区民ノ意見ヲ質スコトニ決シ解散トナル、時二十九日午前四時ナリ。

三月十七日 午前七時ヨリ昨夕役員会議開催ノ件ニ就キ総会ヲ開催シ協議ス。慎重協議ノ結果中央組合ト共ニポンプ問題ニ就キ消防ト区トノ間ニ入りテ仲裁ノ役ヲ果スペク決議ス。即チ委員六名ヲ選ビ委員ニ一際〔一切〕ヲ委ス、委員トシテ正副組合長、今井定吉、今井右平、奈良卯之助、高橋康平ノ諸氏依頼セラル。

三月二十三日 消防第十四部ヨリ過日ハ誠ニ申シ訖ナシトノ申シ出アリ、十四部トシテハ白紙ニ返リ農事組合並ニ消防顧問ノ方ニオマカセスルトノ意ニテ其ノ旨区長殿ニ報告シ、仲人ノ意見トシテ第十四部ノ面目ノ立ツ様ナポンプヲ即時購入スル様御願ヒス。

農事実行組合長会議アリ。三月分準備品評会ニ関スル件、件、主婦会ニ関スル件、玄米大小麦共販ニ関スル件、其ノ他ニ就テ協議アリ、午後八時三十分解散トナル。

三月三十日 午前四時橘橋集合ニテ東京江ノ島鎌倉方面ニ見学旅行ヲ行フ。出席者二十二名、全員集合ヲ了シ四時三十分出発、七時四十分東京靖國神社着参拝、宮城ノ周リヲ過ギテ川崎大師ヨリ横浜着十時、市街並ニ築港見学直チニ鎌倉ニ向カフ、午前十一時三十分着、大塔宮、鶴ヶ岡八幡宮参拝、大仏ヲ拝シ江ノ島ニ到ル。桟橋ヲ渡リ岩屋前ニ到リ昼食見物ノ後午後三時江ノ島出発東京ニ向フ。午後五時浅草着、松屋ヲ見、觀音様ヲ拝シ仲見セ、余興街ヲ見夕食後午後八時浅草出発十時三十分無事帰宅ス。本日ハ天気少々寒カリシモ一

人ノ病者モ出サズ予定ノ通り各名勝各地ノ名物参拝塔ノ出来得タルハ幸ニ堪エズ、尚阿部肥料店殿ノ懇切ナル御世話ヲ戴キ誠ニ感謝ニ堪エズ。

三月三十一日 玄米丙細四俵今井保之氏、大麦四等六俵今井敬三郎氏ノ共販出荷ヲ行フ。

四月一日 午後七時半ヨリ組合長宅ニ於テ役員會議

開催左記ノ件協議ス。一、主婦会ニ関スル件、期日四月八日午前八時三十分ヨリ集合、人員主婦人全員、役員全員、女子青年団員二名。栄養改善講習ニ関スル購入品、馬鈴薯一貫目、鮭一尾、煮干粕一袋、茶葉五錢袋四十五ヶ、十錢包四ヶ等、出席者ハ白米二合宛持參ノコト。二、俵審査ニ関スル件、期日四月六日午前八時ヨリ、出席者今井敬三郎、今井金平、奈良卯之助、正副組合長以上五名。午後二時ヨリ社務所ニ於テ冷害対策座談会開催ノ予定。三、組合各種貯金ニ関スル件、主婦会ノ際ヨク話シナルベク実施ヲ願フコト。四、産青聯余興ニ関スル件、四月十七日十八日ノ晩今井敬三郎氏宅ヲカリテ予習ヲ行フコト。以上決議シ午後十一時解散ス。

四月六日 準備品評会俵ノ審査ヲ行フ、午前九時三分十ヨリ小林検査員、両小学校ヨリ島村先生出張シ行フ。俵六百余俵ナリ、午後一時三十分頃終了シ解散ス。午後二時ヨリ社務所ニ於テ冷害対策座談会アリ、郡農会ヨリ手島技手出張指導セラル。

四月八日 主婦会、午前八時集合ニテ本年度主婦会

開催セラル、午前九時県衛生課安生技手臨場セラレ午前九時開会ス。会式次第、一、一同着席、二、開会ノ辞、三、宮城大廟遙拝、四、勅語奉読、五、国歌合唱、

六、栄養講話、七、実習、八、昼食、九、講話、十、事業打合セ、十一、茶話会、十二、閉会ノ辞、以上。

右次第ノ如ク遂行シ午後五時解散トナル。本日ハ安生技手殿ノ御熱心御懇切ナル講話並ニ実地指導ニ対シ主婦各位熱心ナル態度ヲ以テ講習ヲ受ケラレ其ノ効果ノ必ズヤ大ナランコトヲ思ヒ本講習ノ有意義ナリシコトヲ喜ブ、午後六時安生技手殿ニハ帰厅セラル。

四月十二日 午前九時ヨリ役場ニ於テ産業組合役員

經濟更生各正副部長農事実行組合長ノ合同協議会アル、組合長出席ス。經濟更生第一次計画案中ノ各農事実行組合ニ於テ共同収益畑經營ノ件ニ就キ協議アリ、各農事組合ニ於テ共同収益畑ヲ買求メ組合ニテ經營スル様決議ス。

四月十七日 午後七時三十分ヨリ今井敬三郎シ宅ニ

於テ産青聯余興ノ件ニ就キ集合剣舞ノ稽古ヲ行フ。原、今井両先生ニ指導ヲ御願ヒスル。稽古終了後共同収益

畑ノ件ニ就キ役員会ヲ開キ協議ス、其ノ結果今井善兵衛氏ニ御願ヒシ御配慮ヲ戴クコトニシ、又明晚總会ヲ開キ總会ニテ決定スルコトス。

四月十八日 午前七時正副組合長今井善兵衛氏宅ニ參上シ共同収益畑トナス土地ヲ御願ヒスル、快諾セラレ城山南雜木山ノ内下ノ方ヨリ一反歩ヲ組合ニテ讓与セラレルコトヽナル。午後七時三十分ヨリ今井敬三郎シ宅ニ於テ産青聯余興ノ稽古ヲ行フ、尚其ノ場所ニ於テ共同収益畑土地ノ件ニ就キ協議ス。其ノ結果今井善兵衛氏城山南ノ土地一反歩ノ讓与ヲ願ヒ當組合ニテ共同収益畑ヲ購入シ經營スル様決議シ解散ス。

四月十九日 共同収益畑申請左ノ如シ、城山南一反歩、価格四百二十円也。本日産業組合八崎從事務所落成式並ニ開所式ニ組合委員参列ス。午前十時ヨリ落成式開会午前中ニテ終了。午後産青聯ノ余興アリ、當組合ヨリ剣舞ニ近藤徳三、高橋三代吉ノ両氏出場ス、午後四時終了解散トナル。

四月二十八日 水陸稻種子塩水選、當組合日割日二テ午前七時集合ニテ行フ、組合員全員出席。水陸稻種

子五石二升ナリ、午前中ニテ終リ解散ス。費用一升ニ付キ二錢ノ割。

四月二十九日 陸稻肥料配合ニ前橋阿部肥料店ニ行ク、午後肥料着シ配給ス。同日ヨリ水陸稻種子ホルマリン消毒ヲ行フ、四斗九升ナリ。

五月一日 農具整理品評会午前五時ヨリ開始、柴崎技術員青年団役員審査員トシテ出席セラレ指導セラル。

五月十六日 大小麦立毛、甘藷苗床審査ヲ午前七時三十分ヨリ行フ、島村安平先生出席、役員全員出席シ二班二分レ行フ。審査ノ結果大麦代表高橋康平氏（水晶）、小麦今井敬三郎氏（農林一号）、甘藷苗床今井喜平次、狩野三津五郎ノ諸氏ト決定ス。

五月二十三日 産業組合事務所ニ於テ水稻陸稻追肥桑肥ノ購入ノ件ニ就キ協議アリ、午後七時ヨリ午後九時三十分迄。

五月二十六日 前橋阿部肥料店へ桑肥陸稻追肥購入価格ノ件ニ就キ購買部長、組合長出張、交渉シ来ル。

五月二十九日 郡農会獎励金左記ノ通り下付セラル、金十三円二十五錢ナリ。内訳、金五円也組合獎励金、

金八十五錢肥料獎励金、金三円三十錢水陸稻採種圃獎勵金、金三円十錢大小麥採種圃獎勵金、金一円十錢冷害地ニ対スル助成金。

五月二十五日 大小麦立毛審査、当組合ヨリ今井敬三郎氏出席セラル。代表小麦今井敬三郎氏、大麦登坂光五郎氏、高橋康平氏ノモノハ一昨日來降雨風ノ為伏シ登坂光五郎氏ノモノヲ交代トス。

六月十三日 午後五時ヨリ真壁赤城神社へ集合水稻苗代審査打合セアリ、組合長出席ス。

六月十六日 午前四時三十分ヨリ水稻苗代審査ヲ行フ、代表今井由農氏ト決定報告ス。

六月十九日 午後三時ヨリ橘校ニ於テ大小麥販売統制協議会アリ、組合長出席ス。昨年度麥追肥料代担保ノモノ及販売分共第一回共販ヲ来ル二十三日迄ニ申込ムコト。十六円以上ニ販賣ノコト。

七月十一日 午後五時ヨリ産業組合事務所ニ於テ小麦仮渡金支払、其ノ他ニ就テ會議アリ、組合長出席ス。仮渡金ヲ受ケ取り來リ出荷者ニ販賣部長ニ依頼シ配布ス。

七月二十一日 大小麦生産検査二組合長副組合長立  
チ会フ。本年ハ一般二天候不順ノ為メ等級ノ悪シキハ  
遺憾トスルトコロナリ。

七月二十三日 小麦共同出荷ヲ行フ、七二俵。

八月二十四日 麦肥料共同購入ニ閑スル件、産業組  
合貯金ニ閑スル件等ニ就キ役員会開催協議ス。麦肥料  
ニ就テハ阿部肥料店ニ交渉購入ノ予定ナリ。

八月二十七日 阿部肥料店ヨリ來リ肥料ノ価格ヲ交  
渉シ決定ス。魚肥二貫、硫安三貫、過磷酸四貫、加里  
一貫ニテ二円八十錢。

九月六日 午前八時ヨリ橋小学校ニ備荒貯蓄ニ閑ス  
ル件ニ就キ協議アリ、組合長出席ス。備荒貯蓄ニ就テ  
ハ各農事実行組合ニ於テ規約ノ通り実行スル様申合セ、  
今迄ノ生産統計貯金ノ額ヲ増シ備荒貯蓄ト合同ニシテ  
行フコト。

九月二十三日 午後一時ヨリ役場ニ於テ農事実行組

合長會議アリ、組合長出席ス。総合品評会審査日取ニ  
関スル件、其ノ他ニ就テ協議アリ、午後四時半解散ト  
ナル。

九月二十八日 午後七時ヨリ役員会開催、備荒貯蓄  
ニ閑スル件、総合品評会審査ノ件等ニ就テ協議シ午後  
十一時解散トナル。備荒貯蓄ノ件ニ就テハ村農会ニテ  
発行セシ生産統計、備荒貯蓄ノ伝票ニヨリ貯蓄ヲ行フ  
コトニ就テ決ス。総合品評会審査日割ハ陸稻七日、水  
稻甘藷二十二日、堆肥桑園十七日各日共午前七時ヨリ  
ト決ス。大小麦種子冷水温湯浸法ハ十七日行フコト、  
以上。

十月一日 組合長奥利根菅沼丸沼方面ニ旅行ス、午  
前六時板東橋発、午後十時帰宅ス

十月五日 午前六時ヨリ村役場ヘ集合桑園審査ノノ  
他総合品評会審査打チ合セアリ、組合長出席、午前十  
時帰宅ス。

十月七日 当組合陸稻坪刈リヲ行フ、午前七時集合  
午後二時終了ス。

十月十一日 村農会陸稻代表審査ニ組合長出席ス。  
午前八時ヨリ下南室組合長宅集合、美保組、東組、板  
東、下組、中央ノ順ニ審査シ午後一時終了ス。本日阿  
部肥料店ニ肥料配合ニ行ク。今井定吉氏、今井敬三郎、

今井兼重、今井金平、奈良巣、高橋康平ノ諸氏出橋御苦勞下サル。

十月十六日 午前七時ヨリ水稻坪刈リ、甘藷坪堀リヲ行フ、午後二時終了解散トナル

十月十七日 大小麦種子冷水温湯浸法ヲ行フ、午前六時集合ニテ行フ、種子量五石二斗。本日桑園審査並二堆肥審査ヲ行フ、午後五時終了解散トナル。

十月二十一日 水稻、甘藷、堆肥ノ村農会ノ審査アリ。農会代議員今井兼重氏堆肥、今井宗一郎水稻甘藷ニ出席ス。甘藷當組二貫二百九十匁今井金平氏、水稻七百七十匁登坂新作氏ナリ。

十一月十日 満州移民（第六次）ノ募集アリ。各組合ヨリ一名宛推薦スルコトニテ當組合ヨリハ奈良卯之助氏希望アリ、申込ム。

十一月十二日 午後六時ヨリ役場ニ農事組合長會議アリ出席ス。満州移民ノ件、其ノ他ニ就テ協議アリ、九時解散ス。

十一月十七日 午後六時三十分ヨリ農產物品評会ノ件ニ就キ役員会開催左記ノ通り決定ス。1、品評会期

日十一月二十八日敬老会モ從前通り行フコト、2、出品数量ニ就テハ村農会ニ準ズルコト、3、賞品、一等大バケツ二十錢位三十ヶ、二等ザル十五錢位四十五ヶ、三等金物類十錢位九十ヶ、四等茶呑茶碗、飯茶碗各九点分五錢位、其ノ他前例ニ習イ行フコト。俵編ミ競技会ニ閔スル件、十一月二十四日午後三時正確開始ノコト。選手二名ヲ選抜シ村ノ競技会ニ出場セシムルコト。賞品購入ハ十九日ニ正副組合長、購買部長今井敬三郎氏行クコト。以上決定シ十一時解散ス。

十一月二十四日 渋川農產物品評会ヘ當組合ヨリ白菜高橋康平、小麦今井敬三郎氏ノモノ大麦今井定吉氏ノモノ、栗今井宗一郎、馬鈴薯同人ノ五点出品ス。小麥一等大麥二等栗四等トナル。

十一月二十四日 俵編ミ競技会午後三時ヨリ開会、午後五時終了。九一点近藤丈作、九〇点奈良巣ニテ両氏選手トナル。

十一月二十七日 午後三時ヨリ俵編ミ競技会ニ出席セザルモノ出席シ会場ヲ作ル

十一月二十八日 早朝ヨリ品評会受付ヲ開始シ八時

陳列ヲ了ス。九時ヨリ柴崎技術員殿出張審査セラル。

正午審査ヲ終了ス。午前十一時頃ヨリ高齢者組合事務所へ出頭セラレ敬老会ヲ開催ス。天候モ快晴ニテ高齢者モ甚ダ満足セラレタリ。午後三時頃ヨリ出品物ノ販売整理ヲ開始シ夕刻整理ヲ了ス。夕食ノ準備ヲ行ヒ会計ヲ了シ賞品授与ヲ行ヒ午後十時三十分無事品評会ヲ了ス

十一月二十九日 村農会主催俵編ミ競技会ヘ近藤丈作、奈良巖ノ両氏出席奮闘セラル。本日当組合員家族狩野喜太郎氏近衛四聯隊へ入當ノ為出発セラル。組合トシテ規定ノ餞別ヲ送ル。

十二月八日 午後三時ヨリ会場ニ於テ農事実行組合長會議開催、組合長出席ス。此ノ度ビ記帳七割以上ノ組合表彰ノ為報告ニテ当組合ニテモ報告ス。夕刻解散トナル。

十二月十五日 第二回村塾生トシテ奈良長太郎氏ヲ推選ス。研究会支部長ノ同氏ニ依頼ス。